

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成29年第 6 回久山町議会定例会)

平成29年12月 6 日

午前 9 時30分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1 番	山 野 久 生	2 番	清 永 義 弘
3 番	有 田 行 彦	4 番	佐 伯 勝 宣
5 番	松 本 世 頭	6 番	本 田 光
7 番	阿 部 哲	8 番	只 松 秀 喜
9 番	久 芳 正 司	10 番	阿 部 文 俊

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

6 番	本 田 光	7 番	阿 部 哲
-----	-------	-----	-------

5 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 (13名)

町 長	久 芳 菊 司	副 町 長	佐 伯 久 雄
教 育 長	安 部 正 俊	総 務 課 長	實 淵 孝 則
健康福祉課長	物 袋 由美子	会 計 管 理 者	松 原 哲 二
上下水道課長	國 寄 和 幸	町 民 生 活 課 長	森 裕 子
経営企画課長	安 倍 達 也	魅 力 づ くり 推 進 課 長	矢 山 良 寛
教 育 課 長	久 芳 義 則	税 務 課 長	佐 々 木 信 一
田園都市課長	川 上 克 彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議会事務局長	中 原 三 千 代	議会事務局書記	山 本 恵 理 子
総務課主査	今 任 邦 徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

○3番（有田行彦君） それでは、私は2項目を質問したいと思います。

1項目めは林業政策について、2項目めは久山町土地区画整理組合貸付金貸付規則による上久原土地区画整理事業についてであります。

それではまず、林業政策についてお尋ねいたします。

平成24年度に森林経営計画が掲げられたが、民有林所有者への浸透はない。久山町の3分の2は山、森林の占める割合は大きい。水源涵養や山地災害等から国土を守る役目を担っている。今年、朝倉市方面で起きた一連の災害は、森林からの流木被害が大きいと言われている。久山町の民有林は今のままでは荒れてしまい、死滅するおそれがある。その原因は、木材の価格が安く、また木材の需要がなく、山の持ち主が森林の手入れに消極的になっている。手入れに費用がかかり、担い手もない、そういった状況の中で森林経営計画事業には大きな期待がある。暗かった森林が明るく健全になり、整備しない場合に比べ災害に強くなり、資産価値の高い森林へ育っていく。山の持ち主は山に関心が薄れていても自分の山は気がかりだと思う。森林経営計画事業のメリットがわかれば、民有林所有者も積極的に参加してくると考える。

そこで、久山の木の今後の利用等の森林政策について2項目お尋ねいたします。

まず、先月の10月29日、大分県で開催された森林・林業・林産業活性化九州大会に参加しました。過去何回か参加しましたが、最初に参加したときと木材価格の情勢は少しも変わっていない。国、県でも国産材を利用するよう呼びかけてるようだが、今久山では幼稚園建設に町内の木材を使っている。

以前、福岡市天神のアクロスで久山の木をPRし、糸島方面で久山の木を使った家造りを進めていたが、いつの間にかやめてしまっている。その後、この家はどうなったのか。モデルハウスとして期待していたが。これから町内に宅地造成も始まる。久山の木を使う

ように大いに宣伝するよう努力すべきではないか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 林業政策と申しますか、久山町では林業という形で利用というのは、なかなか今現在は行われてないのが現状でございますが、お尋ねの件につきましては、以前福岡市で17年度から18年度にかけて伐期を迎えておりますヒノキ、杉を有効利用して、今言われた久山町の木を使用した住宅建設を何かできないかというところで、国の補助も受けまして、このときに糸島のところで施主さんの希望により、久山町の木を使ったモデル住宅の事業を実施したところでございます。ただ、いわゆるこれは、一つの久山の木を使って住宅を建てるまでの過程のシステムを検証する、作っていくという、そういう事業でございまして、施主さんが久山にある山に直接行かれて、そこのどの木を使ってそれを製品化して、それを住宅にする、この一連のシステムができないかという、そういう実験の取り組みでした。そのため、いろんなPRをしながら、またアクロスあたりでその計画についての説明会を行ったときに、お一人の方が施主として手を挙げていただきましたので実施した事業でありまして、やり方としては簡単に言いますと久山にある現地の木を見てもらって、これを切ってあなたの家はこの木とこの木とこの木を使いますよと。それを地元で製品化して、それを使って家を建てていく、その一つのプロセスが施主さんの家が建つまでの仕組み、あるいはそういう商いとして成り立つかということだったんですが、そのときに久山町には製材所が下山田に1軒です。そこだけじゃできませんでしたので、猪野財産区それから西日本チップ、それから古賀のあたりも協力をいただきまして製材をして、その家を建てさせていただきました。セカンドハウス的な形で施主さんはその家を建てられたと思いますけれども、議員の皆さんとか関係者に実際にその家を見ていただいたんですけども、非常に短期間でその事業をやったので、使われた木材が非常に干割れとかそういうものがかなりあったので、家そのものに対する久山の木を使ってのそのPRするのにはあれはだめじゃないかという、そういう意見が強かったんですけども、先ほど言いましたように、これはむしろそういうシステムを確立できないかという補助事業でございまして、地元の木を使って地元で製材して施主さんが久山にある木を使って家ができると、それが形としては一通り終わったところでございます。ただ、今言った地元でのそういう形でやると、じゃあ本当にオーナーとしてたくさんそういう方たちができてこれたかということ、実験の結果は一つの商品としてできなかった、いろいろまだやはり問題があるんじゃないかということで、その事業としてはそれはそれでシステムを見るのが目的だったので終わりました。ただ、周りの方は、ひび割れとかということで久山の木を使ったのにPRできないじゃないかという批判がありましたけれども、施主さんは非常に満足さ

れていて、今も非常に気に入っていますということでコメントはいただいております。試みとしては、そういう形で何とか久山の木を使って、久山の木を使った住宅が一般に住宅会社あるいはオーナーの方を呼び寄せることはできないかなということで、そういうもくろみもあったんですけども、ちょっとそこまでは至らなかったというのが現状でございます。最初の質問はそれでお答えしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今伐期を迎えた木が非常に杉、ヒノキは久山は多いと思います。ちょうど人工林を植えようというような勢いがあったのが昭和25、6年ぐらいだと。そういったもう60年物が、いわゆる12齡級という木が久山町内に多くなってるんですよ。この伐期を迎えた杉、ヒノキは、どちらかという根が弱いから自然倒木してしまう、もったいないわけですよ。それで、このときに期待したのは、アクロスを借りてたから経費はかかってますよね、十分。それで、この建てた家はモデルハウスで、今近頃新聞等でありませけれども、そういうふうな宣伝ができればいいなと私は思ってたんですよ。それが中途半端になってしまってる。あれだけ経費を使って、あれだけ労力を使って、どうしてかと。今言われた、施主さんは、どうぞ見に来てくださいますかという話もない。私たちが行ったときは、何で見に来たんですかとか言わんばかり。私は、これは最初の事業としては、我々のもくろみとしては、期待外れもよかったんじゃないかなという気がするんですけどね。ところが、一方では、そういうふうに自然倒木のおそれがあるような人工林が増えてきてると。だから、これも何とかしなくちゃいけないと。その何とかしなくちゃいけないという中においても、今の世の中の家の造り方といえばプレカットですよ。集成材でやってプレカット。だから、もう昔みたいにヒノキの通し柱とか縁板とか切妻とか入母屋みたいな家は造らないんだと言ってるから、なおさら久山の木を使うような方法も考えないかんです。これは一個人で考えたってそういう考えは及ばないんですよ。だから、森林・林業活性化じゃないけども、そういうふうな意味からして森林整備計画というのができたんですよ。町内の林業をやってる人とか、なりわいをしてるとか、そういうことの森林・林業計画っていうんじゃないんですよ。山の手入れをできる、そして整備ができる、そういうことによってこの森林整備計画にのせれば。もう山の持ち主は、木は安い、木を切っちゃ金にならん、そういう諦めがあるんですよ。ところが、この森林整備計画というのは、以前ありました、今もありますけれども、環境税を使った荒廃林、これはもう間伐だけです。しかし、この森林経営計画には搬出間伐、資源間伐というように間伐してちゃお金になる。さっきから言われるごと、伐期を迎えた60年物、これを切ればお金に、山主さんに返ってくるという仕組みなんです。町長は、今林業でなりわいをしてる人は町にい

ないと言われた。そういうことを何も聞いてるんじゃないんです。民有林をどういうふうにして、今後守っていくか。それで、民有林の持ち主にどれだけ意欲を持たせるかということは今町長にお尋ねしてるんです。そのために、この前された久山の木を使った家造りをモデルハウスやらしとけば、宣伝効果が上がるっじゃないかと私は思ったんですね。さっき言われたように、我々も見に行きましたところ、そこの持ち主さんは、何であんたたち来たとなと言わんばかりだったですよ、町長が言われたのと違かった。それじゃ、今からでも見せていただけますかと私言いたいですが、家を建てられたなら。そういうふうな、せっかくアクロスまで借りて経費を使って久山の木を売ろうという宣伝したのに、何の効果もないというのが私は残念でございますけど。

それで次に、久山の木を使うということについては私なりに思うには、久山町は人口150万の消費者がいる福岡市と隣接している。さっきから町長言われたけれども、木の確保だけを考えるのではない。住宅会社とタイアップして、以前もやっていたと思うが、住宅会社等で家を建てたいと考える人たちを久山の木の見学に招待したりして、久山の木を使って家を建てることを宣伝したらどうか。さっき町長も言われた、久山の木をその当ても見に来られましたけど、これも終わってしまった、何もそれもなっていない。私も、個人的でありましたけども、以前ある住宅会社の熊本県での森林見学ツアーに参加しました。その町の仲介で何人かの山主と会社が契約を結んでやっている。ここの森林の山主は明るい顔でしたよ、そういうふうなことで。住宅会社に年にどれだけ出すとかいうような考え方を持ったんでしょね。こういうことをもう一度やるという気持ちはありませんか。その点をお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も言いますが、最初にやったモデル住宅の事業というのは先ほど言ったとおりでございます。地元の木を現地から切り出して、それを乾燥、製材、製品化、そして特定の施主にやるという、この一連のシステムは何で作ろうとしているのかといえば、これは普通でいったら当然割高になるんですよ。だから、そういう人たちはなかなかおられないし、住宅会社だってそれにはなかなか乗ってこない。だけど、それを進めてるのは、今言われた久山の木のよさを見てもらうというのは、例えばアレルギーを持った子供がいるとかいうときに、化学薬品を使った製材の家には住みたくない、そういう人たちを募って、現地のこの木を使うんですよというのを見せて、ちょっと割高になるけれども、じゃあ久山の木を使って私は家を建てたい、そういう仕組みができないかなという、これはまた国もそういう形で補助金を出した事業だったんだから、一つのトレーサビリティといって現地の木をきちっと指定して、印をつけて、施主の方に見に来てもらっ

て、また製材する製品を全部見てもらって、安心して住宅を建ててあるから、今言ったように施主の方はうそでも何でも無い、満足してある。周りが何とひびがあると言われようと自分は満足してる。そういう人たちにとっては、一つのいいシステムだと私は思います。ただ、有田議員がおっしゃるように、久山の木という商品はないんですよね。うちで切り出して、うちで製材して、うちで商品として住宅会社と契約するなら、それは久山の木を使った木というアピールはできるでしょうけど、一般的には今うちは何もないわけですから、久山の木をPRしようにもしようがない。全部集積されて、市場で製品化されるという。ですから、なかなかこれは難しいだろうと。今回、幼稚園の建設も久山の木を使ってやったということは、久山の木という、もう一つは木の施設、建物のよさをまず知ってもらい、PRする。それによって久山のいろんな木材のまた公共施設への使用だったり、それとか外部からのそういうオファーがあれば、それが一番いいなと思ってます。

それから、山については民有林の方も、公有林の関係もそうなんですけど、今の木材市場ではとても利益が出ないという形で、なかなか林業というのが活性化できないので、それでも維持管理をしなくては大変だからということで、福岡県では森林環境税を使って荒廃森林事業、あるいは国のそういう事業を使いながら、間伐については100%それでやっていただける形で今進めてるわけです。ただし、森林経営計画を立てるところについては、伐採から皆伐から全てその対象にして、また植林までも補助の対象としてます。ただし、民間、個人の方は、皆伐して経営計画でやろうという方は正直言ってほとんどおられない。管理だけは何とかならんかという方ですから、それについては相談していただければ、今は広域森林組合を作ってますので、広域森林組合のほうから個人さんの要望に応じて、そういう荒廃森林整備事業を使って、間伐とかいうのはできるようにしてます。あと、財産区とか各町内にある一定の規模を持つ団体については、森林経営計画をぜひ立ててください。それによって皆伐するところは皆伐して、50年、60年たった木の活用を。単独で久山町でやってたときには大型機械とかもなかったから、買っても利益は出ない、むしろ赤字になったり。でも、今は必ず出る形で森林組合が経営計画をしてくれますので。だから、今は大きな組合になって大型機械でその費用が下がることによって、必ず皆伐しても植林してもその利益は、そこまでは必ず出るような形で整備計画を出してくれてますので、そういう形で進めていただいて、久山の森というのもこの機会に人工林だけじゃなく広葉樹林を増やしていきたいなという考えで、今進めてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 久山の木をどういうふうにして売るかということについては、いろいろ難しいところもありましようけれども、宅地造成も始まっておりますので、例えば民

間では宅地販売については、建築条件付き土地とか土地の売買とかいうのがあるんですよ。それで、例えば草場あるいは上久原で一部町有地があれば、久山の木を使っての建築条件付き宅地販売とか、そういうことを考えられたらいいと思うんですよ。それから、加工についても、さっき言われた広域森林組合に頼めば那珂川町あるいは福岡市の早良区に製材所とかありますから、製材所がありませんからとか、そういうことは考えんでいいと思います。

それから次に、これがポイントでしょうけども、民有林の森林経営計画、以前このことについての質問は平成25年6月定例会のときにやったんですよ。今盛んに民有林の方が相談さっしやればと、こう言われますけども、実際民有林の方は森林経営計画というのは何ぞや、どこに相談したらええかというのをわかってない。だから、今民有林で森林経営計画されてる人なんかいないと思いますよ、平成24年に始まってから。だから、私が平成25年6月のときに森林経営計画の一般質問をしたときに、町長は組合員約300名を対象に説明会を開きたいとおっしゃった。それで、言われたのは、一民有林だけではやっていけない、町も一緒になって団地化森林経営計画をしていかななくてはいけないと答えられました。しかし、あれから私が25年に質問して、もう5年目ぐらいになりますけど、そういう説明会も一つもあってない。しかも、今町長言われるのは、あたかも民有林の人はこういうことを既に知ってるかのような言い方ですが、現実的には今一人も民有林の方が森林経営計画事業に参画してないんだから、そこら辺はどのように思われますか。説明会をすることについて。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公有林関係の方には、ちゃんと総会のときに、こういう制度がありますということはきちっとお伝えしてますし、そういうパンフレットもお渡ししていると思います。

そして、森林経営計画、経営計画とおっしゃいますけれども、先ほど言ったように、経営計画を立てる以上は、ちゃんと制約があるわけですよ。例えば、間伐、荒廃森林事業をした場合は、20年間だったと思いますけど、一定期間それは皆伐してはいけませんよとか。だから、個人の方で皆伐して植林までするという方は、ほとんどおられないということですよ。ただし、公有林とか町有林、久原財産区もそうでしょうけども、それに隣接してる人たちについては、一緒に町有林の森林経営計画に加入されませんかというお声かけはしてます。それは、財産区についてもほかの森林組合についても一緒にやってくださいということは申し上げてます。実際に有田議員さんが個人の方からそういう相談を受けてあるのであれば、言っていただければ町のほうからそちらのほうに、そういう御説明もし

ていきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） どうもちよっと町長と違うところがあります。私自身も山を持っておりますけど、私のみならず山を持っておられる方は、森林経営計画のメリットとか、どういうものかということをおっしゃらないと思えます。それが結局山をほったらかした状態のまま、それを聞きに来てくださるかというて、今は積極的にそういう状況の中で民有林の所有者は聞きに来ないです、そういうメリットがない。行ってちゃ、自分が金出さないかとなら、今さら山の手入れやらしてどうなるかという。だから、先ほど言ったように、町長が説明会をするということをおっしゃってましたから、300名に。以前は町内に森林組合があったときは定期総会とかもありましたから、その場で説明はできます。しかし、公有林については町長が言わっしゃるごと公有林はしよっとです、公有林は。だから、例えば公有林がしよるところの隣接した民有林の方にも入らんですかという、そういう進め方を町はしていただきたい。というのは、集約化というのはちゃんと国が決めてますよ。森林整備地域活動資金とかいうのがあって、それを使うて集約化をなさとか森林経営計画を作成しなさいとか、そういうシステムを国は持ってる。そういうことを民有林によく説明してやる。それが町の私は役目じゃないかと思えます。というのは、私の山の場合は両隣が民有林です。例えば、今さっき言われたように、公有林の方は森林経営計画を盛んにやっぺいらっしゃる。しかし、公有林だけ。ですから、その横の隣の民有林の方には声をかける機会はあるかと思えます。例えば私の山のことも言いましたけども、私の山の両隣は民有林だから、有田さん、あんたからだまされたらいかんばい、とかいうふうなあれになってしまうから、町が中に入ってよく説明する。そういう説明会をしてくださいと言ったのが25年の6月定例会のときの話です。だから、環境税を使った荒廃森林は間伐ですよ、切り捨て間伐。この森林経営計画というのは搬出間伐ができる、それが収益になるということです。そして、しかもこの経営計画にのっていけば山が手入れ、整備されるということなんです。私が言いたいのは、なぜ町が介入しなくてはならないかという理由は、先ほど町長も言われたが、町が定める一定区域内において30ヘクタール以上の面積規模であることや、ほかの認定要件や施業の実施基準を満たした計画と町が確認し、補助金の対象にするためですよ。町の介入がだから必要。森林経営計画を進めていくには何から始めたらよいか、森林経営計画のメリットは何かの疑問を民有林所有者の方は多く持たれてるんですよ。そういうことを町長自ら聞かれました、民有林の方に。しつこいんですけど、説明会をされたですかと、あるいはされませんかというふうに言いたいわけです、今後も、この民有林の方にさらに事業を進めさせるために。その点はど

うでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 有田議員さん自身が森林経営計画というのはお尋ねになられたんでしょうかね、質問っていうんじゃないんですけど。

（3番有田行彦君「私しましたよ」と呼ぶ）

だから御理解できてあると思いますけども、森林計画を立てたからといって間伐に全部補助金が出るということはないと思います。ただ、今おっしゃったように、一般の民有林の方は、その事業について御存知ないんじゃないかということでございますので、その辺はこちらのほうで、また公有林協議会あたりにも相談いたしまして、周知について検討をしてみたいと思います。要は町としても町土の3分の2が山という形で、これが久山町のいろんな環境保全あるいは災害防止にもしていただいているわけですから、維持管理については極力そういう制度を活用していただければ、周知を徹底してまいりたいと思います。ただ、森林経営計画とかいうのは、町が介入というより町が逆に審査する立場でございますので、上がってきたものに対していろいろ審査、指導していく立場でございますので、する、せんはやはり個人の方の判断になろうと思いますので、こういう制度がありますよということは、きちっと周知なりしてまいりたいと思います。また、余談ですけども、久山町の木は50年、60年で伐期が来てますけれども、大体5、60年物で1本当たり1万4、5,000円と今言われてますけれども、今度ある郡の財産区の若杉のこの材の買い取りがあったということなんですけど、1本が大体100万円から200万円。というのは、やはり100年から200年物の木を今度伐採ということになるんですけれども、本町の場合はどうしても下の地盤が違うから、もうそんなに100年も200年にもなるということは少ないんじゃないかなと思いますので、やはりそういう森林計画を立てながら皆伐するところは皆伐し、間伐するところは間伐しながら、百年の大計で久山町の山を変えていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、そういうことも含めて今有田議員がおっしゃった一般の方にも、そういう制度についての周知は図ってまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） この森林経営計画の資料がここにあります。あなた知ってたんですかということでしたが、これを取り寄せていろいろと私も勉強してみました。

それで、私が言いたいのは、ほかの地域では100年、200年の杉があると言うけども、森林関係の組合に聞いてみたんですよ。そしたら、大体この15年で約4割ほど値段が下がっててですねと、こういうような話でした、下落してる。それはさておきまして、先ほどから言ってるのは、約300名の森林組合の民有林の持ち主の方に対して説明会をぜひしてい

ただきたい、そしてこれを浸透させる。これが浸透することによって、いろんな支援があるんですよ、ここにも書いてあります、これ見てますといろんな支援がある。森林環境税、荒廃林の関係の環境税については切り捨て間伐、しかしここにあるこの森林経営計画でやる間伐は、認定されれば、これが収支になる、きれいな収支になって山主に返ってくるんですよ。そういうことを民有林の方にもよく説明する必要があるんじゃないかと。それから、町がなぜ介入せないかんかといいますと、先ほどから言いますけど、町がこれを認定するんですね、町が認定するんですよ。どのように認定するかというと、認定要件や施業の実施基準を満たした計画か町がしっかり確認する。というのは、町に聞きながらこういう計画をするということですよ、言いかえれば。町が持ってこらっしゃったらしますよじゃなくて、そういう説明をした後、そういうふうなを持ってこられたら確認するというので、まず町が責任持って説明会をしたり、そしてこういうふうにしてさっしやれば支援が受けられますよというような指導を受けて、確認書を作るということです。だから、町の介入というのは、これは絶対必要だと私は思います。民有林を個人にせれて言われたって、とても無理です。公有林だったらある程度そういう情報等が入りやすいんですね、民有林に比べると。その点はどんなふうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃってる町が介入というのは、そういう説明会をやれということで理解して。

（3番有田行彦君「そのとおりです、まずは説明会です」と呼ぶ）

それは介入じゃなくて行政としての義務だろうと思いますので、そういう説明会について、広域森林組合も持っていますので、相談しながら開催については検討したいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ぜひ説明会をやっていただきたいと思います。今日の新聞でも、なかなか所在不明の山も増えてきてます。だから、こういう所在不明の山をどうするかとかいうのは、もう町にお願いして調べていただくしかないだろうと思います。そこで、民有林は公有林に比べたら補助、助成金事業の情報が入るのが、さっきから言うごと難しいですよ。民有林個人にあんた何かしないというのは、これは無理。それで、今言われたようなことをぜひやっていただいて、この林業政策についての質問は終わります。

それから次に、上久原土地区画整理事業組合のことについてお尋ね申し上げます。

土地区画整理事業で町の貸付金等の諸問題について、土地区画整理組合へ貸し付けして

いる貸付金の償還期限が来年の3月20日をもって終了するが、2回に分けての償還、第1回目が今年の町議選の選挙期間中の9月20日であったが、その経過はどうであったでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 第1回目の償還金であります5,000万円につきましては、組合のほうに確認したところ、平成29年9月15日に入金が終わっております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 9月20日の償還金についてお尋ねしたいんですが、今年3月議会で議決権のない全員協議会で、町有地を整理組合の保留地にすることについて、議会で採決をとったものではない、町長の説明はあったが、私は納得がいかないものである。町の資源として町民の理解を得られるか疑問です。土地を交換するとか売買であるならわかりやすい。また、土地の登記簿を閲覧したら所有権は久山町のまま。町による保留地のあっせんや公共用地としての買い取りなどの支援なら理解できるが、町有地はその後どうなったか、償還金に充てられたのか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） あくまでも保留地でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そうすると、3月議会の町長の説明では、今町が持っているところを保留地にすれば買いに来ておられる方がおいでになる。だから、今すぐ何とかしてほしいというのが3月議会のときの話でしたけども、まだ売れてない、保留地のままですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どこのことを言っておられるのかわかりませんが、きちんと議会のほうにも町の受けた換地と組合の保留地というのは御説明したとおりでございます。過程の中で町の受ける換地と組合の保留地、これは事業を推進する上で、いろいろ交換といたしますか、保留地の場所の交換はやってきましたけれども、きちっとした形で議会に説明してきたとおりでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長、それどこの場所ですかって言われたけん、私もピンときて言おうと思ったんですけど。3月の議会のときに町長が言われたんですよ、全員協議会で。この土地を保留地にしたい、町有地でしたが、その土地を保留地にしたいと、そういう説明をされたんですよ。賛成か反対かの採決は何もなかったんですけどね。どこの土地ですかというのは、ちょっとおかしいような気がします。だから、そのときに町長が言われた土地

は、どうなったですかと聞きよつとです。それを償還金とかに充てられましたかって聞いてるんです。すぐ買い手があるというような話でした。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういうふうに全協で説明していれば、それを保留地と交換して、それは保留地として処分、まだ全部じゃないと思います。この分はあたっていていると思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 答えがちくはぐですね。交換とかなかったですよ。私今言ったでしょう、保留地と交換とかいうなら話はわかるって。そのときの話は交換じゃない、何かいろいろなことを説明されたけど、私は納得してないと、納得しなかったまま今日まで来てるから、お尋ねしてるんですよ。あの土地はどうなってるのか。それで、謄本を見たら、まだ登記は久山町のままだなってから。この質問に対して答えていただきたいということで今言ってます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 謄本を見たら久山町になってるといいますか、今登記はできてないと思いますよ、どの土地も仮地番であって。謄本を見たら町有地になってると、どの土地を言っているのか私もちょっと理解できませんけれども、いずれにしても区画整理区域内の土地については組合と協議しながら、さっきも言いましたように保留地と町有地の分についての入れかえとかいうのは、いろいろ作業としてやってきましたけれども、保留地以外に勝手に町有地をそれに充てるとかいうことは一切あってはいません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 先ほど言われたのは、そこは保留地と交換しましたよという話でしたけども、私も疑問が余りにも多過ぎて納得できませんから、これは私自身の今後の研究課題とします。ここに謄本があります。久山町大字久原山の神498-5、これ謄本です。もうこの問題は、ここであれしましたとしましても、町長の今の説明と3月議会での説明は全然違います。これはこのまま私の研究課題としたいと思いますが。

2回目の償還期限は来年の3月20日で終了しますが、それと同時に来年の3月で整理事業が完了しますが、確認の意味でお尋ねしたいのは、整理事業内で町がしなくてはならない工事等は、まだ残っていると思われませんか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町がしなくちゃならないということですか。

（3番有田行彦君「そうです」と呼ぶ）

今は区画整理事業でございますので、大体区画、道路とかそういう関係の事業は終わっているように聞いてます。具体的なことがあれば、何か。

○議長（阿部文俊君） この件につきまして、通告書の中での経過をお聞きしたいわけですね。

（3番有田行彦君「はい」と呼ぶ）

有田議員。

○3番（有田行彦君） ここにもう書いとりますよ。償還期限とかいうふうな部分の中に償還金はどうかとあるかというふうな話ですよ。町有地絡みだから聞いてるんです。町の工事は、もう当然終わるとかないかと私は思います。

それから、2番目の国からの5,000万円は町を經由して組合へ貸し付けていると思うが、町と国との間で取り交わした約束事があれば、その内容をお尋ねしたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国との借入金の際に借用に関するものについては、償還期日や償還方法、そして返還を怠ったときの延滞金を定めているわけです。償還期日は平成29年9月20日と平成30年3月20日、それぞれに2,500万円、償還方法は国の指定する方法で行うということになってます。延滞金は償還期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、償還金額に年10.75%の割合を乗じて計算した額としている、こういう内容でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、その中には国に対する例えば連帯保証人じゃありませんけど、それみたいなことは町は国とは約束してないということですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公共同士でございますので、連帯保証人とかいう形はありません。

（3番有田行彦君「保証人じゃないけど」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 連帯保証人みたいなと私は言いましたけども、町は国に対して貸付金に対して保証をしますかという意味なんです。わかりやすく言えば、払えなかった場合は町が責任持って払いますとか、そういうふうな約束はしてないですかと、こう聞いているわけです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう項目は何もありません。国と町でそういう約束をしてるわけですから、組合が払えないときは当然町が今度組合に対してそういう要求はしていくというふうになります。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） じゃあ、組合が払えなかったから町がかわりに国に払うということはないということですね。それを聞いて私も安心しましたが、町の貸付金は当然だが、国からの貸付金は町の責任であるとは私は思ってたんです。それは今でもそうだろうと思いますが、国の信用をなくさないようにすべきではないかと思いますが、その点はどうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう決まりのとおりでございますよ、法で。組合のを町がこうむって払わないかんということはないです。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） しかし、それが不履行とかいうようなことになれば、町としては知らんというわけにはいかんでしょうから、これは順調にぜひやっていただきたいと思いません。

3番目、土地区画整理区域内に既に建築されてる土地、建物の固定資産税はどうなっているか。固定資産税は地方税、市町村自治体が決める。国の税の公平性を損なうような疑問があってはいけない。町内ほかの地域で建築物、家が建っている土地は宅地並みの課税である。整理組合内に建築されてる土地建物の固定資産税はどうなっているかお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、土地区画整理区域内に既に建築されている土地、建物の固定資産税についてなんですけども、家屋については賦課期日、1月1日を基準として現在評価及び課税は行っていますが、土地につきましては従前地目、従前地籍で現在は課税を行っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 従前地目ということは農地とか山林とか、そういうことでしょうかね。実は、千葉県内、糟屋郡内の区画整理事業組合関係の自治体では、換地処分前の公告前でも登記によらず現状の土地使用状況で、自主財源確保のために固定資産税は建物が建っていれば宅地として評価し、町民への行政サービスとして還元するということですが、これをどう考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 区画整理の状況によりますけれども、本町の場合では、それはできません。二重課税になるおそれがありますので、あくまでも従前の地目でしかいかざるを得ないと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 建物が建つてるところの番地が二重税になるということは、私ちょっと納得いかないですね。そこで結局建築許可もとれとるし、既に農地転用も終わってるんですから。本当言うと、例年1月1日現在、土地をどのように使用しているかで、かけるのが当然じゃないかと私は思うんです。町民の皆さんからいただいた固定資産税や住民税は先ほどから言うごと行政サービスに充てるんですから、そこに建ててらっしゃる町民の方でも納得理解はしていただけたと思いますよ。それで、二重課税っていう意味がもう一つわからないんですが、この点の説明をもう一度していただきたいと思います。

そうすることによりまして、事業が完成すると公益施設の整備も必要になってきて、集会所を建てるときは、どこからどういうふうに資金を出すかとか問題も出てきましようから、税金を当てにしていくしかないんじゃないかなという気がしますが、その点どうですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ですから、早く事業を終わらせることが、まず第一の先決だと私は思っています。そのためには、さっきの保留地の問題とか、いろんなことをまず組合と協議し、協力しながら事業を完成すればそういう問題がなくなるわけですから。ただ今議員がおっしゃってるように今の段階でやるということは、税の課税というのは、地番を基本にやります。新しいところに住宅に使われてるからといってそこに課税するには、そのもととなった土地の地番をもう消さないかんのですよ。それができないというわけですね。どの部分の地権者のものが、そこにどれだけあるとか、減歩による保留地も生じてきてるわけですから、それはもう今の状況では必ず二重課税という形が発生しますので、宅地に利用してあるとこだけを、これはもう別の方がおったりいろんな形してるわけですから、これは不可能だということでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 千葉県内とか糟屋郡内の区画整理組合に聞いてきたんですよ。そして、そちらで言われるのは、さっき言いましたように換地処分の公告前、まだ完全じゃないけれども、公告前でも登記によらんで現状の土地の利用状況によってかけますよということですよ。後で整理することによって清算はできますとおっしゃってました。逆に、じゃあ宅地としてかけられないなら、建物が完成し、建物を登記した日にさかのぼってかけられないかと。何でこれだけ私が言うのかということ、税の公平性を考えたときに、うちが建物を建てとって、固定資産税は宅地並みですよと。あそこの区画整理組合は既に建物が建つとるじゃないですか。それが宅地並みじゃないんですかと。同じ固定資産税ですか

と、農地でも山林でもですね。それならわかるとおっしゃるんですよ。それは単純な業務だろうと思いますよ。私の家が建つてるところの土地は宅地並みで、あそこの家の建つて土地は農地、山林。この点の説明は、どんなふうにされましようかね。二重課税だと言ったのがわからないんですけども。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なかなか御理解できないようですけども、一自治体の例をきちっと見てこられたんですかね、換地図まで全部。

（3番有田行彦君「はい」と呼ぶ）

どういうあれだったんですか。あくまでも、前持ってた土地と次の新しくできた土地が、そのままそこにあればそれはできるんですよ、前の土地はもうそこで抹消できますから。だから、今言いますように、今の上久原の場合であると必ず二重課税が発生するからできないということを申し上げてるんです。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 糟屋郡内の区画整理事業のところを見てきました。従前は農地でした。それが一回きれいにしてしまったんですね。それが区画整理事業だと思いますけれども、そこからまだ換地処分前だったんですけども、役場の担当に聞きましたら、いや、もう、土地をいかに利用していらっしゃるかによってかけますよとおっしゃってました。だから、私はそういうふうにお尋ねしてるわけです。どこが二重課税になるのかなということでお尋ねいたしております。

ちょっと時間もあれしておりますので、土地区画整理事業では公益施設の整備は土地利用計画の実現を図るため行うとある。今後、集会所等の公益施設を造るための場所や資金はどう考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今現在、まだ事業も完成しておらず、その中に住宅等も建ってきてますけれども、あそこの地域については、農地として地権者が使うというものについては農地として使われるということもできる可能性になってますので、今おっしゃった、あとの公共施設等については現在のところまだ何も措置はしていないのが現状でございます。ある程度住宅が建つ見込みの状態になったときに、そういうのが必要ということであれば、地区内に公有地もありますし、そういうのを含めながら今後どうしていくかというのは検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私が選挙期間中でしたが選挙運動をしよるときに、あそこの地域の方

が、ここへ公民館とか集会所みたいのができるんですかねとか、あるいは防犯灯とか防犯カメラとか、ごみ置き場とかそんなのもできるんですかねと、そういうお尋ねはありました。だから、今後こういうことは絶対起きてくると思います。そこに住んでいらっしゃる方がおいでになる。そういう方から住民税やら固定資産税やらそれこそもらえば、当然行政がせないかん。

そこで、最後になりますが、土地区画整理組合が解散するときは、立つ鳥跡を濁さずの例もあるが、問題のないようにすべきだと。

そこで、土地区画整理法第110条第7項において準用する同法第41条第1項及び第3項の規定では、清算金の徴収について、組合が解散した後も清算金を滞納する者がいる場合、町長に対し徴収の申請をすることができることとあり、また町長は当該申請があった場合においては、法第41条第3項により、地方税の滞納処分の例により滞納処分をすることになるとあるが、これはどういうことでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは、どういうことでしょうかということですかね。

（3番有田行彦君「はい」と呼ぶ）

これはどう考えてるかということ。

今おっしゃってるとおりで、組合としては解散する前に清算金は全部整理されると思いますけれども、相手あってのことでございまして、どうしても納められない方があったときに、組合に対して法律は、もう組合が解散した場合は、その処理について町のほうに申請をして、延滞金として町のほうに徴収をお願いすることができるという、こういう法律でございまして。それはまだそうなるのかどうかもわからないんですけれども、組合には、いわゆる法が救いの手を与えてるわけですから、その時点で組合と協議して、必要であれば町としても受けざるを得ないんじゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、要らんことは要らんことかもわかりませんが、そろそろ清算金の云々というのが始まってくるんじゃないかなという気がします。もし、町が滞納するのを賄っていくとすれば、清算金の徴収は交付を完了すべき期限から5年以内、あるいはその資力が乏しいときは10年以内なんですね。そうすると、清算金の徴収は5年あるいは10年にわたる。現在でも地方税等の滞納処理に町職員は頑張っておられる。その中で清算金の滞納処理を押しつけていいのか。ほかの町民への行政サービスに影響が出るのではないかと思います。こういうところを頭に置かれてひとつ、まだ3月までですから、私は軽々に引き受けられんっちゃないかなという気がします。その点どうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだ組合が今ずっと一生懸命されてるときに、清算金を町がどうのこうのとかいう議論をするのは失礼じゃないかなと私は思いますし、まず当然のことながら組合のほうできちっとそれは努力して、そういうことがないように努めていただくとするのが基本だろうと思うし、組合もそういう形で今理事の方が一生懸命されてると思いますので、そういうことでぜひ組合のほうに頑張っていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 最後に、もう時間がありませんが、森林経営計画の説明会を開くとおっしゃってましたので、ぜひやっていただきたいし、今の清算金につきましても要らん心配たいというところもありますけれども、そういうふうにならないように私は町長には申し上げておきたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯勝宣議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は、1点3項目質問をいたします。

補助金目的外使用、久山道の駅事業の問題から見える役場機構のあり方についてということで、各担当課、1番選挙管理委員会、2、魅力づくり推進課・監査委員、監査委員は今日は触れないかもしれません。3、議会事務局と続いております。そして、今回この問題を提起します趣旨としまして、この目的はこの3項目全てに共通しておりますが、大事なことで記録に残さないような風潮、それが役場機構の中にあるんじゃないかと。これを町民誰もが所定の手続きさえ踏めば見れるような、そういった風通しのよい開かれた町政にしなければならないと思います。役場の中での不備とか不祥事、ちゃんと役場の中でも記録を残して、住民がそれを見たいと思えば見れるようにしていくこと、これが行政や議会が住民に情報公開する、そういった機会で、それを奪ってるんじゃないかと、そこが問題であるということでございます。

そして、本日は資料を3項目、全部で14枚用意しておった。事前に正規の手続を踏んで出して、これは当日配付してもらおうように図っておいたんですが、今日は回ってないようでございます。私もこれは拍子抜けしておりますと同時に、ほっとしております。といいますのは、今日は私朝5時まで勉強しておったんですけど、3項目とも大変重い不祥事です、これ。それをどう言うか、私も重かったんですけど、それがどれも言い逃れができないような、そういった公文書とかそういったものを13、4枚用意して配付するようにしたんですが、会話文とか、それが無い。私もこれでちょっと気が楽になりまして、肩の力を抜いて質問しようと思います。次回にまた宿題にするようなこともこれはありかなと

いうふうな思いであります。

では1点目、選挙管理委員会。

これは、去年の町長選のとき、私が出ましたが、平成28年の町長選挙の際、町選管による9月29日の私佐伯への議員辞職強要は刑法第95条2項に抵触する。また、9月末までに議員辞職しなくても10月3日辞職でも定数2の町議補欠選挙、これは当初定数1でしたが、今は亡くなられた元副議長が辞職された、その関係で定数2の選挙が行われるかもしれない、そういう中で私に、そういった働きかけがありました。それが10月3日辞職でも定数2の町議選補欠選挙がなぜ実施できたのか。当事者の私に一切伝えなかった一連の行為は、地方公務員法第33条「公務員の信用失墜行為の禁止」に抵触すると考えます。事情説明と見解を求めたいと思うんですが、これはもう少し説明しますと、私は最初お伺い書を選管に出しました。返事が来ない。半年過ぎても何の音沙汰もない。だから、公開質問状という形で詳細な会話録を添えて送った。それがこの日までに提出してくださいという期限になって、それから封書が来た。それは、私が返信用に入れてた封筒でございます、これだけ入ってた。中に返事は全くない。これは一体何だろうかと思いました。手紙なしの封書、私が切手を貼った封書だけ入ってた。これいろんな方に聞いたら、あんた、これ、ばかにされとるばいというか、久山町はすごいとこやなど、そういうふうな話でした。どうしましょうかという話をいろいろしたら、これは一応県の選管に報告したほうがいいよということ聞きまして、県の選管に一応報告してます。ただ、県の選管は強制力はないということですので、そういった指導とかはできないということでした。ただ、一応どうされたんですかという伺いぐらいはしたほうがいいんじゃないですかというふうに私は言っております。こういった状態のことを言っておりますので、これについての見解をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今一般質問の1つのことでいいですかね。

（4番佐伯勝宣君「はい、そうです」と呼ぶ）

まず、佐伯議員におかれては、全てのことでそうなんですけども、おっしゃってることが故意なのか、その理解度が薄いのか私はわかりませんが、全てにおいて物事が誇大され、事実を曲げられたり、私としては自分自身のお考えや臆測によって相手を非難したり悪者にする、そういうふうな傾向が感じられます。これは本当に人によっては、いけないものであり、ましてや公職にある人であれば、ぜひその辺のところを謹んでいただきたいなと思います。

それと、今の発言の中に選管の事務をしています町職員に対しまして刑法とかいう言葉

を使われましたけれども、ということは職員を犯罪者扱いするような発言と私は受け取ります。このような公の場で、そういう発言をされるということに對しまして大変驚いておりますし、上司として当然容認することはできないということを申しておきたいと思いません。

そもそも今選挙のことについておっしゃいましたけれども、これは去年の10月16日に行われました町長選挙にかかわるものでございまして、そのときに佐伯議員は既に町長選挙への立候補を表明されておられた、そういう状況の中での出来事だと私は思っております。当然議員が町長選に立候補されるということは辞職ということも考えられますので、選管としては補欠選挙の準備に入らなくてはならないということで、通常でありますと議員定数の6分の1を超えるか超えないかが補欠選挙のポイントになるわけですが、ただし6分の1に満たなくても直近にほかの選挙がある場合は、10日を超えない範囲で議員の欠員が生じた場合は1名であっても補欠選挙を実施する、そういう状況の中で、28年9月25日に病気のため療養されていた当時の吉村議員さんが議員辞職の届け出をなされました。それを受けまして、選管では当然町長選挙の10日よりまだ手前になりますので、これは便乗選挙といいますか、町長選挙と同時に行うことが義務づけられてますので、補欠選挙の準備に入ろうとしたと思います。その中で、先ほど言いました佐伯議員におかれましても町長選への出馬をされてましたので、もし佐伯議員が選挙告示日に自動失職というものもありますけども、それ以前にされれば選管としては補欠1名にするのか補欠2名の選挙にするのかという告示の準備もありますので、佐伯議員にその辺の状況をお伺いしたと思います。そのときのことをおっしゃってるんだらうと思いますけれども、佐伯議員はそれを強要だとかいうような、そういうふうな処分ですかね。

(4番佐伯勝宣君「そんなこと言ってませんよ。強要」と呼ぶ)

強要、あっ、失礼しました。

(4番佐伯勝宣君「訂正をお願いします。・・はちよつと」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君)・・に訂正させていただきます。

(4番佐伯勝宣君「はい、お願いします」と呼ぶ)

町長。

○町長(久芳菊司君)ただ、佐伯議員がおっしゃってる刑法第95条に触れるということなんですけども、それは暴行または脅迫という言葉なんですよね。ということは、触れるということはある意味そういうのを私は感じたから、ちよつとそういう違った言葉を使いまし

たけれども、訂正をさせていただきます。いずれにしても、刑法に触れるということをおっしゃったのでございます。

そういう中で、選管としての事情聴取、事情聴取というよりもお電話してお伺いしたいと言ったら、自分がおいでになるということで、選管の職員が佐伯議員に、その辺のところのお気持ちを尋ねた、それだけのことだろうと思ってます。結果的に佐伯議員が10月3日に辞職の届け出を出され、補欠選挙は2名の補欠選挙という形になったときに、なぜ当事者である自分に、そのことを伝えなかったのかということをおっしゃってますけれども、これは当事者ではないんじゃないでしょうか、選挙については。佐伯議員は御自身が議員を辞職されるかされないかは当事者であって、その後の補欠選挙については何ら当事者ではない。結果的にあとは選管が補欠選挙を実施することであって、それを佐伯議員に知らせなかったのはなぜかとかおっしゃいますけど、それは選管に何ら落ち度はなかったんじゃないかなと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ここにたくさん資料があります、会話録、そして私の言いたいことも全部書いておりますが、全く行き渡っていない。その中で町長が延々としゃべり続ける。これはギャラリーへのパフォーマンスでございます。ですから、今日は私は、またほかにも質問がありますし、同じように言われるかもしれませんので、ここはクリアしまして、また次に行こうと思います。これだけ詳細にやりとりを書くということは、それだけの裏付けがあるということでございますので、時間稼ぎということで、これは宿題といたします。そしてまた、担当課長による本議会は説明もございますので、またそのときでも。

では、次に行きます。

2点目でございます。

また宿題です、これは、町長への。

魅力づくり推進課。監査委員はやらないかもしれません。

1番、補助金目的外使用、これは平成26年に会計検査院の指摘で発覚した不祥事でございます。国交省の開示文書、専門家による見解等から責任課、担当課は旧政策推進課から引き継ぎました魅力づくり推進課である。昨日、私は担当者を上げてくれというふうに言ったんですけど、国交省対応者、今日は来てないみたいですね。これまでの町長の議会での答弁とは異なり、実態は深刻な違法行為でございます。補助金転用当時の課長と町長に改めて説明を求めたいと思います。

まず、当時の担当課長でございました佐伯久雄副町長、答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 平成20年度に行いました地域住宅モデル事業についてのお尋ねですが、何について説明しろとおっしゃってるのかわかりませんが、これについての今現在建ってます子育て支援センター木子里の事業をこの事業として行いました。これは、町の地元の木を使って建築するというので、そしてかつそれをモデル住宅として7年間地域の材についてのPR、そういう住宅としての宣伝をやっていこうと。それによって地域の林業振興を図ろうという、そういう事業にのっとってやった事業でございます。本町で実施いたしまして、結果、恐らく言わなくてもわかっておられるとは思いますが、その事業が目的外使用という形で5年後に行われた会計検査に会計検査院から指摘を受け、指摘の内容は今言ったモデル住宅として、それから地元資材を使ったモデル住宅のPRをする展示場としての使用をしながらという条件のところについて会計検査院の意見としては、当時木子里というものを子育て支援センターに占用してるんじゃないかという、そういう見解のもとで、結果的には目的外使用、全部じゃありませんけれども、約9割については補助金の返還に至ったということでございます。内容については、改めて言うことはありませんけれども、町としては補助金の条件に合った地域材を使ってモデル住宅として、そして住宅そのものの用途については名称は住宅ですけれども、これは国、県と協議して社会教育施設として建築をしたいという許可をいただいて、レスポアール地内に女性や子供たちが会合したり、そこで子育てをしたり、いろんなことができる社会教育施設として建築をし、補助要綱にあわせて7年間は展示場として使ってきたわけでございます。ですから、当然補助の要綱に基づいて我々やってきたと思ってましたけれども、会計検査院が来られたときには、子育て支援センターという、もう看板をきちっと立てて、しかも門扉までしてるということで、これはもう占用になってるんじゃないかということ指摘されました。確かに1週間のうち月曜から金曜までは子育て支援センター事業というのをあそこでやっていただいてましたけれども、土曜、日曜は一般に開放してるということで、通常のいわゆる社会教育施設として私は捉えてましたけれども、ちっちゃな子供さんたちが使われる施設ですので、外部からいろんな人が入ってこられると危険ですので、きちんと門扉をして、また建物が何に使われてるかわかるように子育て支援センターという看板をきちっと立てて、そこにモデル住宅推進事業の建物ですよという看板もしておけばよかったんですけど、それもしてなかったということでそういう指摘をされて、ここは見解の違いで、いろいろ国交省にも行ってお願いしましたがけれども、国交省としても会計検査院というのはあくまでも省庁を外れた全く別の機関でおられるから、我々が口添えをすることはできないということでございましたので、ここはもう私たちが完璧にやってな

かったということで、用途についての指摘をされましたので、これはもう認めざるを得なかったという形で、結果補助金の一部返還という形になったわけでございます。その経緯については、全て佐伯議員が議員のときに報告し、補助金の返還について、それから、そういう不祥事を起こした我々幹部の責任として処分も議案としてお願いして、議会から承認議決をいただいた案件でございますので、改めてここでまたそのことについて、これ以上申し上げることはございません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町長はいつから佐伯さんになったのか、ちょっと私も不思議でございます。私は佐伯久雄副町長を指名いたしました。

確か指名をするのは町長が決めるみたいな、何かある意味ちょっと変わった取り決めをしてるようですが、ほかの議会を見てください。粕屋議会なり9月議会。副町長の役目はということで議員がして、通告を出したら、これはちゃんと副町長が答えてます。そして、この議員に私聞きました。そしたら、通告に書けばこれは答えてくれるよと。答えないほうがおかしいよ、おかしいよというか、答えないのはあり得ないというふうな言い方でございました。何かやっぱり担当課長、元健康福祉課長でございますので、木子里、子育て支援センター、もう担当課ですから、補助金の関係とか、あと運用とか熟知されてる、そういうふうに私はなると、やはりいろいろ関わっておられるということで、本当は答えてもらいたかった。今日はギャラリーが多過ぎる。町長もいつになく雄弁であり、そして長く答え、そして違うことも言われた。だから、今日は私は、もうこれはこれ以上聞きますとだめかなというふうな思いもございますので、せっかく私は前宣伝してました、佐伯対佐伯ということで。でも、ちょっとこれは、また次回にするのかなということで、これは次にしたほうがいいのか。本当は担当課偽装のことも答えてもらいたかった。しかし、次の2番の久山道の駅事業にも、これは絡んできますので、そこでまた聞きたいと思えます。

2番に行きます。

久山道の駅事業、これは最初言っておきますが、補助金目的外使用との兼ね合いで、これは担当課を偽装してた、そういうふうに私は考えております。

平成26年3月からの2年間、町側の説明と国、県の実情と議会への説明の食い違いなどさまざまな不備があり、平成28年3月議会で事業断念となった。しかし、4回の事業予算否決、事業断念の国とのやりとりと実際の執行部の説明の食い違いなど不透明な点を残しています。今日はその点を聞きたいです。購入済みの用地をどうするかを含め、1、補助金目的外使用、これとの関連など、まだ町民にこれは説明責任があるんじゃないんでしょ

うか、そのことについて、町長、答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 冒頭に言いましたように、佐伯議員は常に私はそう考えるとか疑わしいとか、きな臭いとかいろんな臆測で物事を質問されますけれども、もう少しお考えを改めていただく必要があるんじゃないかな。話が食い違ったとか、それはあり得ないと思いますよ。だって、最終的に議会も承認されて、佐伯議員だってそうだと思いますよ、承認の中にはですね。そうして今ごろになって食い違いがあったとか、佐伯議員自身でのそういうお考えの中での御質問について、私は答えることができないし、道の駅の事業については私はいつも申し上げてますけれども、スタート時にはこれも非常に議会でも二分する意見が強かったんですけども、事業をスタートしますよというときには、佐伯議員御自身は賛成に回られた。これは、でも佐伯議員が1人でなったんじゃなくて5対4でスタートした。議決いただいたから我々は事業をスタートした。ところが、年を明けてみると、その事業に関する予算については反対に1議員が回られて否決した。そのときに佐伯議員がおっしゃったのは、あのときは仮免許を渡したんだと。私は議会の議決というのは、そんなに軽いものじゃない。我々にとって、ものすごく大きなもの。そこをどうお考えになってるのかわかりませんが、そういう形でいろいろ混乱をしてきた事業だったんですけども、残念ながら最終的には我々は議会の意思を最大限に尊重しなければならない立場でございますので、その結果に基づいて残念ながら道の駅観光交流センター事業は終了したわけでございまして、今何を私に説明を求められておるのが全くわかりませんので、もう少し具体的におっしゃっていただきたい。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まさか人の批判をされるとは私は夢にも思っておりませんでした。ギャラリーが多いところも違うものなのか、そのように私は感じております。

今回この道の駅事業、補助金目的外使用との関連性、私は非常にあると思って、それを聞いたかったんですが、これも余り望めませんね。

それで、私この道の駅事業の件でちょっと問題があるかなと思って調べよったことがあります。つい最近になって、ああ、これは問題じゃなかったということで、調べたのが無駄になるかなあと思ったんですけど、その中でちょっと気になる点もありました。それを町長に聞きたいと思います。

といいますのは、購入済みの用地、これ5,040平米ですよ。5,040平米となりますと、普通でしたら土地だけでしたら議会の議決を得なければならない。それが最初議会で一旦5対4で承認して事業がスタートした。その後、いろいろ不備が出てきて、私が反対に回

って、そして逆に5対4で否決をされた。そういった流れの中で土地を購入された。私は1年間空白があったじゃないですか。ですから、書類なんか資料なんかも散在しちゃいまして、やっと最近集められたんですが、断片的に集めた資料の中で5,040という数字だけが書かれてた地図が幾つかあったんです。5,040、これを議会は承認してないんじゃないかと。予算は承認したけど、勝手に町長、執行部が購入したんじゃないか、そしたら条例違反じゃないかということで、それでちょっと調べておったんですが、後でいろいろまた地図が出てきまして、土地を含んだ面積ですか、ですよ。土地を含んで5,040平米、これだったら条例違反じゃないですよ。5,040のままの土地だったら、はっきり言って議会在承認しないで土地を買ったことになります。予算は確かに当初平成26年3月、私も賛成しまして、これ。誰かわかりますかね、担当課。ですよ、確認です。違法です。条例違反かなあと思ひよったんですが、そうですね、大丈夫ですね、誰かわかる人。最近になって、こういう地図が出てきたんですよ。これは26年11月28日、全員協議会で担当課が配った。これは4通りの地図がありまして、当初議会在承認した地図とか書いてあって、これには確かに建物を含む土地というのがあるんです。それで5,040という。しかしこれが、ほかの地図っていうのは5,040という数字ばかり踊ってるんですよ。後からこれ質問します、立木補償、この関連。これも観光交流センター事業予定地として取得した土地5,040平米に伴う樹木等補償費とありますから、これだけ見たら条例違反で購入したように見えるんですよ。要は、何が言いたいかということ、通常こういった地図というのは土地の面積、そして建物は別に数字を書かなければいけないと。しかし、町は建物を含む面積として入れとる。これは見る側にとっては大変ちょっとよろしくないことなんですよ。特に町民に対しても、まちづくり懇談会というのをやってる。その中で、初期の資料はこういうふうと同じように大変乱暴な書き方をしてる。通常はこういったことはあり得ないそうなんです、私が法律がわかる人に聞きましたら。こういう書き方をしとるのは、ちょっと聞いたことがないと。これは町民に対しても軽視してる、そして議会对しても軽視してることになります。何が言いたいかということ、改めにやいかんことじゃないかなと。土地、これ混同してますよね。これ完全に間違いですよ。5,040平米、樹木補償費、これ土地じゃないですよ。そしてもう一つ、こちらの懇談会の建物を含んでの面積、これ建物の面積と土地の面積も二重で計上してるじゃないですか、これそういうことになるでしょう。だから、これはちょっとまずいんじゃないかなあ。我々議会在というのは予算とか、いろんな条件を吟味して予算を承認しなければならない。しかし、これだけだったら混同するし、土地と同様に大事なのが建物なんですよ。ですから、通常これは別に書かなきゃいけない。ですから、土地は土地で審議するし、建物は建物でまたその建

物だけではなく、後々コンサルとかそういった業者が絡んでくる、だから慎重にならなきゃいけない。しかし、この表示だったら見る側は見落とす可能性がある。これを私は何とか変えなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか、担当課はわかる、町長は手元に資料ないと思いますんで、こういう書き方をなぜするのか、そして今私が話したこと、これはどう思われるか、そして今後もこういう書き方、今までどおりの建物を含むというような書き方をするのかどうか、それとも改めるのか、ちょっと見解を聞かせていただけますか。町長、指名してもらえますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 言いたいことよくわかりませんが、建物と土地の面積を一緒にするということは、あり得ません。当然違うわけですから。それを一緒にしてするということはあり得ないですね。

（4番佐伯勝宣君「じゃあ、これ違法になりますけども」と呼ぶ）

何が違法かどうか、ちょっとわかりませんが、だから、土地取得するときには町の場合は5,000平米を超すときは議会の承認を得る必要があるから、きちんとそれで議会にかけて、土地の購入をやっているところでございます。建物の面積と一緒に面積を表示するということは、あり得ないことだと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） あり得ないと言っても、ちゃんと書いてます。私も調べました。ほかのこういった道の駅関係の表示の仕方。

（町長久芳菊司君「何に書いてあるんですか、その土地と建物の面積」と呼ぶ）

いろいろありますよ、町が……。

（「座って話さないように」と呼ぶ者あり）

総面積（建物を含む）と、面積が書いてある。そして、つけ加えますと、私のいわゆる浪人しとる間、町の会議録、それを見てて頭を整理しとったんですけど、大体議員も5,040平米の土地の面積というのは定着しております、そういう言い方でして。だから、私も土地の面積は5,040だと、土地だけの面積だというふうにインプットされてる。それで、こういった資料の見てたらこれ条例違反じゃないか、違法じゃないかということで、いろいろ調べ出したと。そういう中で、この初期のA3の資料が出てきたわけです、さっきの。これだけ唯一5,040と書いて、横のほうに870平米ですか、建物と書いてある。だから、これ差し引きした数字かなあというふうに思うんですよね、5,040。でも、それ

だったら差し引いた数字を書かなきゃいけない。建物と土地は別で議会も審議しなきゃいけない。でも、建物を含むという書き方やったら土地だけと思いがち。本当は土地と同じぐらい大事、いやもっと大事な建物が審議が十分にできない状況になってしまう。いわゆるその目くらましといたら失礼、そうなり得ます。だから、この状態というのは改善しなければいけないんじゃないんですかという問題提起です。ほかのところは少なくともインターネットで見る限りは、土地面積そして建物を別にしています。だから、別々にこれは見れます、チェックできます。久山の場合はできないんですよ。これをどう思うかということと、このままこれを続けるのか、改めなければいけないんじゃないかという問題提起でございます、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 手元に資料がないので答えられないですけど、何度も言いますけれども、建物と土地の面積を一緒にして何を示すのかというのが私は理解できないですね。

それと、今持つてある資料あたりも佐伯議員が議員で在籍のときに、ずっと見てこられた資料だと思いますので、当然今分かれたらそのときにも分かれるだろうし、ましてやほかの議員さんたちが見られてるわけですから、今おっしゃってるようなことは私はあり得ないと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 後で樹木補償を聞きますけど、この樹木補償のこの資料、これは平成27年12月議会、魅力づくり推進課が配ったものですが、観光交流センター予定地として取得した土地5,040平米に伴う樹木等を補償、これは書き方は完全にいかんでしょ。これ本当は5,040平米から870を引いた金額じゃないといけないはず。このとおりだったら違法になりますよ、違法取得。要は、土地は1億9,000万円ですか、26年3月議会で私も承認したと。その後、修正動議が可決されて、ひっくり返った、否決されたと。その後、町が予算の承認をしてもらったんだから、もう勝手に土地を買いますということで勝手に買われたと、当初予定してたのと違うAという土地じゃなくてBの土地を。それは議会にかけてないんですよ。だから、これだったらかけないかんですよ、5,040だったら。町長はあり得ないとおっしゃいますけど、あり得ないことが町の資料で出とるんですよ。でも、そうじゃないんじゃないんですかと、これ5,040マイナス870の数字を書かなければいけないんじゃないんですかと。そうしないと、これは議会に対しても軽視することになりますし、まちづくり懇談会もやってますから。最初のほうはこれ書いてなかったんですよ、建物を含む面積ということで。しばらくしてから何か建物は別で補足版を作ったみたいですね。だから、町も不備はある程度認めたんですよ。これじゃちょっと町民に対しても欺く

ような形になりますので、こういったのをきちんとほかの事例、あるいは不動産屋にきちんと聞いて、どういうふうな記述をするかというのを町も勉強して、やらなければいけないんじゃないかと、少なくともこういう記述はあり得ないということを法律に詳しい方はおっしゃったんです。いかがでしょうか、その辺は。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） だから、何度言われても資料がないから何も言えませんけど……

（4番佐伯勝宣君「じゃあ、あとで回答をいただけますか」と呼ぶ）

はい。

（4番佐伯勝宣君「じゃあ、それに関連して、はい、いいでしょうか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 樹木補償ですが、この5,040平米に伴う樹木補償。これは、結局観光交流センター事業に国の補助金で支払おうとして、我々議会慎重派が否決をしました。それによりまして農業費で支払うことになった。それによりまして1,724万円余り支払いが出ております。しかし、果たして今どれぐらい、もうこれ完了してるんですかね、支払いはもう全部終わってるんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全て終了してます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 何が言いたいかといいますと、1,724万円、この数字は、あり得んじゃないかなあという声があるんですよ、法律に詳しい人あるいは町内から。だから、これどうやってこの金額が出たのか、それを私聞きたいなど。要は平成27年12月議会で魅力づくり推進課が配付した資料には確かに金額が書いてあります。しかし、これは何の金額を転記したのかわからない。そして、いろいろ写真も出てる、この対象の樹木、番号もついでる。この樹木を移動させたんです、移植させたんでしょう。いろいろ業者の名前も書いてる、土地の名前も書いてる。しかし、工事が終わったという話も私がおるときは聞いていません。そして、何の金額なのか。もとの数字といいますか、資料がない。だから、用対連の補償基準か何かを転記したんじゃないかなと。だから、割高じゃないのかなと。こんなにするはずがないんじゃないかというのが専門家の見方なんですよ。そして、久山町の方々も当初言われてた、何か議会が否決したらしいね、1,700万円、そんなにするかと、詳しい方が。だから、これはどういう基準で支払ったのか、それを私明らかにしなけ

ればいけないんじゃないかと考えておるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） きちっとした補償基準に基づいて算定した額でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） その数字は出せますか、どういった工程、どういった工事をしたのか。そして、業者は工事をやる前とやった後写真を撮るはずです。そういったものも含めて樹木はちゃんと移動したのかどうか。そして、金額が書かれたもの、そして支払い関係の領収書、それ合わせたら1,724万円になるのでしょうか。ならんじゃないかなど。詳しい人でもあり得ないという、そういった声が出てるんですよ。ですから、それを私も情報公開請求で、そういった支払いのものを出してます。それで全部出るものなのかどうか。何か個人情報関係とかで出してもらえないんじゃないかという、そういった心配もしている。だったら、議会でこれ全部出してもらえないかという、そういった思いが。かかんないでしょう、こんなにと。どうでしょうか、その辺出してもらえるのか。そして、どういった工程で1本1本これを移植して1,724万円も、ちょっと持ち主には失礼ですが、こういう木が、そんなすごい立派な、関係者がおられたら失礼ですから、そのときは割り引いて聞いてください、こんなにかかるものなのか。どうなんですか、その辺は。担当課でもいいですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も言ってるようですけど、専門家とか自分自身できちんと確認してないのに臆測で、本当言うと関係者に対して失礼ですよ。だから、きちっと予算案をかけて、当然そのときに今おっしゃってるような資料は全部議会でも提示してるわけですから、あなたがそれを見たいというなら情報公開していただければ結構だと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 情報公開請求で全部出るのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） やってみてください。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これは町民の税金で払ってるんです。当初国の補助金で町長はやるうとした、払おうとした。それを我々がストップをかけた。だめと、認められない。そういうことで農業費でこれはやったはずです。そのときに質問は出なかった、出たかもしれませんが、具体的な突っ込みはなかったように記憶しております。でも、こんなに金額がかかるのかと、そういうふうな声が複数実は上がってる、町民そして専門家から。これを

きちんと説明させる、やましいことがないのであればできるはずでございます、それは。できるはずでございます、一々すごまなくても。これをやっていただきたい。では、町長、これはできるのであれば、やらなければいけないんじゃないんでしょうか。具体的な基準になったもの、その会社が出したものですか、それと領収書関係と合うのかどうか。合わないんじゃないかという声が、私じゃないですよ、そういった声が、町民は聞いてませんが、専門家が言ってるということでございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会からそういう声があれば必ずしもあれですけども、議会の皆さんは少なくともきちんと資料を受けながら議決をされてるわけですから、佐伯議員がおっしゃることについては個人的に情報公開されれば、私は今おっしゃってるようなことは可能じゃないかなと思います。ただ、ここの立木というのは商売をなさってある花木ですから、通常の立木の値段とは価格が違うということだけは確かでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 次の話題に行きたいんですが、言っときますが、私が言ってるんじゃないということで、私にすごまれなくても私はわかっておりますから、そこら辺はもう先ほどから、一番最初から何か長々と言ったりとか、ちょっとそれはやめていただきたいなと思っております。

この土地の件ですけども、当初26年3月に私も承認しまして、これがいわゆる久山道の駅事業、観光交流センター事業という言い方もしますし、食のひろば事業とも言いますが、久山道の駅事業という言い方をさせていただきます、総称して。

それが、予算1回目、私が反対に回りまして否決になりました。そのころから当初議会に見せた図面とは違う図面ができ上がってきた。これは平成26年7月の町民説明会あたりから。当初26年3月時点で我々が見た図面とは違う図面ができてる。そういう中で否決をされた。そういう中で、妥協案を幾つか魅力づくり推進課が出してきた。そしてまた、絵図がいろいろ変わってきて、土地の範囲も変わってきてる。そういう中で、平成26年11月14日そして25日と2回、全員協議会がありまして、その2回目の11月25日の全員協議会で、もう一回予算を議会に承認してもらってるから、この観光交流センター事業、久山道の駅事業をやりますということで町長が言うたら、非難が我々否決組から、もうごうごう上がったというような状況でございました。そういう中で、いろいろやりとりがあって、計4回否決をされたわけですが、そういう中で27年3月ですかね、年度末ぎりぎりになって町長が土地を買われた。それがさっき言った5,040平米の土地です。この書き方です、5,040って書いてありますよ。これ7,056万円ですね、5,040平米。これ5,040じゃな

いですよ。こういうことが混同するんですよ。だから、これから建物の面積を引かなきゃいけない、870。だから、これは大変表示が紛らわしいというよりも、何か意図があるんじゃないかというふうに思ってしまうんですけど、このことはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も申し上げますけど、その870というのも何なのかわかりませんから、本当に建物と土地の面積を一緒にしたような表示をしておれば、そこは誤りだと思いますけれども。ただ、私は手元に資料がありませんので何とも言えません。

（4番佐伯勝宣君「ああ、そうですか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） そういう中で土地を買いました。そして、予算4回否決されて、事業断念となりました。

そういう中で、次の3番にもこれは通じるんですけども、新国富というまちづくりを先日、九大の馬奈木教授と提携してやるということが新聞で報道されましたね。そういう中で、いろいろ聞きたいことがあるんですけども、今土地が残っています、事業予定跡地が、道の駅の、そこでやるんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何をやるとおっしゃってるんですかね。

（4番佐伯勝宣君「新国富、それと関連した事業」と呼ぶ）

新国富というものを、まず御理解されてないように思いますので答えようがありませんけど、佐伯議員は、わざわざ馬奈木先生がお見えになって議員さん、区長さん参加のもとに、そういう新国富について町で開いたけども、お見えにならんかったんですよ。

（4番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

そういう中で、ただ新国富をやるというんじゃなくて、新国富というのは、その新聞も、御存知だろうと思いますけどね、読んであつて。馬奈木先生が国連において、いろんな世界の経済学者で新しい国の豊かさ、地域の豊かさを持続性ある地域社会を作っていくための指標が必要じゃないかということで、世界のノーベル賞をもらったような経済学者も集まられての研究グループの代表として国連で発表されたのが、新国富の指標のことなんですよね。それが、御存知だと思いますけれども、これまでは世界大国とか世界経済、今発展途上国が目指してるのは先進国に追いつくためにはGDP、経済を豊かにすることが第一ということでどこも発展してきてるけれども、じゃあこれから先、本当にそれでいいのかというときに、経済発展だけで今さまざまな地球環境の問題、二酸化炭素の問題あるいは人種差別の問題あるいは貧困の問題、いろんなものが出てきてるじゃないかという

ことで、これから世界が発展途上国を含め発展していくには、ただ経済だけを求めては本当の豊かさはできないということで、GDPという経済指標だけじゃなく、人間の健康それから教育それから環境、この4つの指標を新しい評価指標に組み込むべきだと、これからの世界というのは、今は新国富になってますけど、これがもう国富指標になるだろうということを馬奈木先生がおっしゃってます、新というのはもうなくして。そういうことを発表されて、その4つの指標をあえて福岡県の自治体に当てはめて、これ全部デジタル化するわけですから、豊かさを。調査されたら、結局福岡県で久山町は個人当たりの将来持続性ある社会を作っていくための豊かさの富が、久山町は1人当たり3,000万円とか一番額が大きかったと。ならば、これからその指標、馬奈木先生たちが唱えられてる新国富の指標というのは、久山町がこれまでやってきた政策そのものの根幹じゃないかということなんですよね。経済はもちろん健康、教育そして環境、それならば、これからこういう指標を用いて地域のまちづくり、そういうものもやっていったほうが、指標というのは、馬奈木先生が何を求めているかということ、いかに富を生み出す政策とは何か、それから町民の方が本当に望まれてるものは一体何かということをしちっと見きわめた上でやっていくのが一番効果的、効率的な町の政策にもつながっていくんじゃないかということも私も共感しまして、今住民の方のアンケート調査をしています。だから、新国富の事業を何かやるとかそういうものじゃないんです。そのアンケート調査の結果の分析を当然大学のほうでやってもらいますけれども、その中でじゃあ久山町は今総合戦略項目を32項目ぐらい上げてますけれども、何を優先的、集中的にやるのが一番久山町にとって効果、富を生み出すものかとか、そういうものの恐らく活用はできるんじゃないかなということで今アンケート調査をしてるわけですから、そういうものだとすることを御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 先ほど佐伯議員が座ったまま発言しておりましたので、立ってから発言してください。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まだ3番に行っていないんですよね、3番の通告にまだ行ってませんから。なぜ聞くかということ、購入した土地、山の神の土地ですけれども、ここで大きな事業は展開できないと思うんですよね、この場所で。といいますのは、この土地は隣に町長の土地があるじゃないですか。ここ、5,040の隣。6筆ですかね。8,200平米超あるんですかね、これ。これ何で今まで黙っとったとですか。8,200ぐらいあります、これ、今までなぜこれ黙っとったとですか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、それは個人の土地の関係なので、これからはちょっと外れ

ますので……。

○4番（佐伯勝宣君） 違いますよ。

○議長（阿部文俊君） 外れますので、そこは……。

○4番（佐伯勝宣君） 違いますよ。なぜこれ土地があると黙ったのですか、これ。まだ3番行ってないですよ、これ。久山道の駅事業の土地ですよ、これ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もういいかげんな凶面を見せないでほしいと思いますね。

（4番佐伯勝宣君「いいかげん」と呼ぶ）

うん。どこにありますか、横に。近辺にはありますよ、離れて。どこが道の駅の事業の計画区域内ですか。

（4番佐伯勝宣君「隣です。じゃあ、小さいのを見せましょう」と呼ぶ）

もし違ってたらあなたどうしますか。

（4番佐伯勝宣君「ああ、謄本とってます」と呼ぶ）

謄本とろうがなかろうが、道の駅の計画区域に入ってますか。

（4番佐伯勝宣君「どげんかしてください」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長、ちょっと待ってください。佐伯議員も黙っててください。

（4番佐伯勝宣君「じゃあ、この発言をどげんかしてください、ちょっと高圧的です、それをお願いします、議長」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 再三私が言ってるじゃないですか。議員としての品格を持った質問をしていただきたい。きちっと調査して、この周辺にあるからその事業と関係あるとか、あたかも何か相手をその中に巻き込もうとするとか、悪意が感じられる。十分に注意して質問していただきたい。

（4番佐伯勝宣君「違いますよ」と呼ぶ）

十分調べていただいて、発言をしてください。

（4番佐伯勝宣君「だから、今数字を」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、手を挙げて言ってください。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） だから、謄本を今ここで出して、それ足した数字なんですよ。御家族の名義であります。この土地というのは確かに隣接しています。そして、いわゆる農業用の道路を1本隔てて6筆あります。足し算が間違っていたら言ってください、8,200超あり

ますから。今の状態では確かにこれは違法ではございません。しかし、法律の専門家に聞きますと、これは将来利益誘導になる可能性が大いにある、すごくあるという言い方をしています。なぜか。町長、9月議会でこの久山道の駅事業の跡地、この活用について質問されましたね。ここだけの土地じゃもうどうにもならないから広域でやっていきたいと、町の総合戦略に沿ってやっていきたいと、そういうふうに答えた。となったら、これだけじゃ手狭なんですよ。そして、このもともとの久山道の駅事業のこの土地、これは宗像市の道の駅の4分の1でございます。これ専門家が見たら、ああ、これどっちにしたら、これは行き詰まる。というのは、駐車場が50台、70台と120台しかとまらない。これは何かの事業をやる場合、これはとても立ち行かない。どちらにしても、事業をスタートさせたら広域の用地買収が必要になるということを専門家が言ってるんですよ。そうなったら、これ極めて町長の土地に隣接する形でまず第一弾が来る。実際に国土交通省にこの申請当初……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、佐伯議員……。

○4番（佐伯勝宣君） 私の発言の尊重です。これ関連しています。

○議長（阿部文俊君） 確認します。今佐伯議員が言ってあること……。

○4番（佐伯勝宣君） まず……。

○議長（阿部文俊君） 確認します。

○4番（佐伯勝宣君） 議員には発言権がある。そして、新宮町の議会を見てください。発言は緩やかですよ。

そして、3点目……。

○議長（阿部文俊君） 静粛に。

○4番（佐伯勝宣君） 時間がありません。そして、町長はたっぷり発言しています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、2と3とどっちのほうを言ってあるんですか。

○4番（佐伯勝宣君） 2です。だから、まだ3には行ってないです。

○議長（阿部文俊君） それを言ってくださいと私は言っております。

○4番（佐伯勝宣君） はい、わかりました、2です、済みません。

これ国土交通省に申請時、26年2月、そして補助金が全部終わって、返すときのこの返還図ありますね。これなぜ議会に見せなかったんですか、この図。農業体験の予定地も含めてこれ西に延びています。この図をなぜ見せなかったのか。これ町長の土地に隣接してるじゃないですか。この状態で、町長、このままいたら、久山道の駅事業を展開したら、これ利益誘導になった可能性が大なんですよ。それなぜ言わないんですか。そして、私一回聞きましたよね、一般質問だったか。私全然意識してませんでした、このあたりに

町長の土地があるんですかと。私は実は久山の方から聞いた。それで、実は議会の中でもそういう声が聞こえてきた、ちらちら、あるんじゃないかなと。それで、何げなしに聞いたんです。そしたら、それまで私の返答を今日みたいに、かわされてた町長が食いついてきた、烈火のごとく怒って、今の発言は何だ、何でこんな一般質問の場でそんなことを言うんだ、今の発言を取り消せ、町長はそう言ったんですよ。私はびっくりしました。全然そこに論点がなかったから、根拠もなかったから。わかりました、取り消しますと。今日のように私声大きく出たんですけど、なぜ町長が怒ってるかわからないから、ああ、はい、取り消しますと言いました。覚えてますね。なぜ隣接してるんですか。そして、なぜそれを黙っていたんですか。そしてまた、先の9月議会であの土地の活用方法を言われた。農業振興か何かわかりませんが、この一帯で盛り上げていくようなことをやると。法律の専門家が言うと、それやったら当然この町長のお宅の土地もかかってくると、一緒と、一帯という意味だと、そういう解釈しかできないということなんですよ。わかります。だから、なぜそれを黙っていたんですか。このままだったら大いに利益誘導になってしまう。そして、言う機会はいっぱいあった。そして、さかのぼりますと26年6月に実は町長は、ここに土地がないって言ったんです。確かになかったかもしれない。最初に議会に見せた図面と違いますから、隣接してなかったんです。だから、ある意味町長が言ったことは、そのときは正しいとも言えず外れとも言えずだと思ったんです。それが議会が1回議決したから、土地を買いますというふうに町長は言った。それで土地を買った。そこはぴったり隣接してるんですよ。そして、さらに、この我々議会に見せてない県を通じて国土交通省に送った図面には今度横に延びてる、西側に。完璧にもう町長の土地に隣接してるんですよ、これ。これをどう考えるんですか。そしてもう一つ、ここに何か事業をやることは私できないと言いました。議会も今聞いてますから。これで何かあそこに箱物なり広域でやろうとするということは、ちょっとこれはできないと思います。

その中で、私提案します。久山町これを出しましたよね、総務省に。久山町公共施設等総合管理計画、28年3月末に総務省から要請があったかなんか知りませんが町で作れと言われて、一斉に全自治体やっとするはずですよ。これを見ましたら、町の事業、これから将来幾ら支出がかかるか、維持管理にどれぐらいかかるか、それがここに書いてます。私もらった記憶がない、議員ももらってないみたいだと。前議員だった方に聞きましたら、いや、俺もらっとらんと。これに何が書いてあるかというたら、いわゆる箱物、公共施設、28年3月以降、今後40年間で458.9億円かかる、これは年平均すると11.5億円ですよ。久山町の一般会計の支出約4分の1、これが年間かかるんです。こういう状況で新しい事業、いわゆる新国富、私が新国富って言ったのは、それを言ってるんです。箱物を造って

はできないと。だから、これは提案です、ここから。もし、新国富をやるとしたら、違う考えでやらなければいけないと。

もう、ちょっと、町長、後から言いますから、もう先に私3番行きます。

ですから、もし新国富を展開するとしたら、今ある公民館施設あるいはC&Cセンター、そしてレスポアール久山を使って、それをこの補修費に補いながら、今ある箱物、各公民館を耐震化、老朽化対策をとりながら、そこに人が集うような方法を考える。今それがあちこち主流です。そういうふう新しい箱物を造るのではなく、この町が総務省に提出した公共施設等管理計画にのっとり、やるような形をとらなければいけないんじゃないかと。どうでしょうか。これなぜ議会に出してないんですか。こんなにお金がかかるんですよ。これも含めて、これから新事業を展開するとなったら、これはやり方を考えなければならぬ。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 佐伯議員のお考えはよくわかりましたけれども、さきの選挙で私はそれを含めてまちづくり、観光交流センター事業とかいろいろだめになりましたけれども、それを含めて町民の方の信頼を得たわけですから、私の政策でこれからもまた進めていきたいと思っております。

（4番佐伯勝宣君「はい。じゃあ、簡単にいきます、簡単にと呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） さっき言いましたように、これは議会は慎重に審議しなければいけないし、町民が見てると思いますから、今私がこうやって言いましたようなことを考えて、十分これから予算を審議しなければいけないということを、提案です。私と入れ違いに勇退されました議員が前の前の議会で提案されてました、防災施設がないと。若い女性の方でも安心して、そういったところに避難できるような、そういった防災施設、あれを造る場所を確保しなければならない。だから、ああいったところは広域はちょっと今はやりにくいというふうに言いました。道の駅事業の予定地にそういった防災、それこそ朝倉であったような、ああいった災害が起こったとき、あるいは地震があったときに避難できるような、そういった施設、それをあの場所に造るようなこともいいんじゃないかということ提案しまして、私の質問とさせていただきますが、何かありましたら。

○議長（阿部文俊君） 以上で佐伯議員の一般質問を終わります。

ただいま11時28分でございます。10分間休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本世頭議員。

○5番（松本世頭君） 私は3項目、1つは敬老会のあり方について、それから2つ目、中学校給食実施について、3つ目、石切地区の開発について質問をさせていただきたいと思います。

まず、敬老会のあり方でございますけれども、町主催でレスポアール久山会場で従来実施されていた敬老会が、高齢化増加に伴い各地区敬老会になって3年が経過いたしました。敬老とは老人を敬うということで、国が祝日として敬老の日が設けられ、敬老会が実施されております。

そこで、質問いたします。

まず、最初でございますけれども、敬老会対象者名簿は各地区に毎年配布されているのかお聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

お尋ねの敬老会対象者名簿につきましては、個人情報の外部提供に関する手続によって開示申請があった区に対しては配布を行ってるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 要請があった区だけに配布しているというような。

（町長久芳菊司君「そうです」と呼ぶ）

じゃあ、今現在何区に開示されたんですか。

（町長久芳菊司君「課長にちょっと」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 課長の方に。

○議長（阿部文俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（物袋由美子君） 現在8区ありますが、7区だけ配布しております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、あと1地区ということでございますね。その残された1地区に対しては、他の地区は開示されたんですけどどうでしょうかと前向きに進めるように伝

えたらどうでしょうか。ぜひ平等になるように進めて、どうしても、いや、うちはいいですよということになれば別でございませうけれども、8地区のうち7地区が開示を求めたとすれば、もう残る1地区もぜひ前向きに検討していただければと思います。

次に入ります。

町は敬老会を各地区に実施させ、実施方法については指導、助言はなされていると思いますが、各地区の自主性に任せているのか伺いたいと思います。

また、8地区の敬老会のあり方、実施方法を把握されているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在各地区で行っていただいている敬老会のあり方については、町から区のほうに委託してるというわけではなくて、各行政区のほうに一切をお願いして実施していただいているとでございます。ですから、基本的に各地区の自主性にお任せしてるのが現状です。その中でいろいろ施設の問題とか備品の問題とか御相談があれば、それに対応してやってるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） その点でございますけれども、これは後の問題とつながると思いますけれども、予算の問題でございますけれども、後でこれ申します。

3番に入ります。

地区においては、敬老会の案内に対しまして老人クラブ加入者以外の敬老会への参加者が少なくなっていると聞きますが、町はこの点について把握しているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

また、参加の有無のあり方に問題があるのではないかと。町として今後その点についてどう取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 正確に町で参加状況、中身までは捉えてはおりませんけれども、いろいろ区長さんたちにお尋ねする中では、町でレスポアールでやってるときよりも近いということで、老人クラブ以外の方たちの参加も何人か出てきたという声も聞いてます。地域になったからといって老人クラブ加入者以外の方が減ったということは余りないんじゃないか。もし、そういうことがあれば、また行政区長さんのほうにお尋ねをしたいと思えます。ですから、これは老人クラブを中心としてやってるわけじゃない、当然敬老会ですから、各行政区とも全ての方に御案内状は出してあることは間違いのないと思えます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） その老人クラブの加入者に対して、老人クラブに加入してある方には案内状が来ると聞いております。加入してない方には案内状が来ないというところもありますので、それは5番の問題と一緒になりますけれども、5番を読ませていただきますけど、各地区敬老会に対しまして、各地区の敬老会に合わせて町から案内状を出すという考えはないか。そういうことによって老人クラブ加入者以外の方にも参加の案内が行くということも思われますし、ぜひできましたら老人クラブ加入者以外の方の声は聞いておりますので、町が各地区の敬老会の開催に合わせて出していただければ、行政区としても手がなくなるということで聞いておりますので、それも一緒にかみ合わせて答弁していただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 老人クラブ以外の方には案内が行ってないということは、確認はしてないけど、これはあり得ないと私は思うんですね。各行政区長さんが全て75歳以上を対象にということで皆さん区長会で申し合わせされて、それでやって案内されてますので、その中で出欠とかいうのはあると思えますけれども、恐らくそれはないと思えます。

それから、案内状というのは、先ほども言いましたように、もう主催が町ではなくなったわけですから、町のほうから各地区の敬老会の案内状というのは、むしろおかしいし、区長さんに失礼かなという気がします。それぞれのお考えで時期とか日程を決められておられますので、現実に区長さんからそういうお声もまだ上がったこともないし、ちょっとそれは町のほうから案内するのは筋が違ってるんじゃないかなと、私はそう感じてます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 3番の件でございますけども、何度も言うように、老人クラブ以外の方には連絡が来ないと聞いておりますので、その点については今後調査をしていただきまして、ぜひ一人でも漏れのないように敬うという気持ちを忘れずに全員参加のもと、どうしても来れない方は仕方ないですけど、そういう気持ちをまず執行部として持っていただきたいと思っております。

4番でございます。

各地区に敬老会を委託しておりますが、各地区高齢者1人当たり幾ら補助してあるのか。また、不参加の人への対応はどうかお伺いをさせていただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 区の主催に移行させていただいたわけですので、当然敬老会のお祝いの会を開いていただくのに経費が必要なわけですから、その分については町のほうから補

助金として支出するようにしております。全ての人に1人幾らというのではなくて、補助金の額を決定する上において、基本その地区内の75歳以上の高齢者1人当たり1,400円、そして地区ごとの固定経費として1地区16万円を補助と、これが基本でございます。地区によっては一部、施設の問題等に対する別途補助ということも少しは出ることもありますけれども、基本は75歳以上1人当たり1,400円と1地区16万円でお願ひしてるところです。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 以前、敬老会不参加の方に温泉券を配るということがありました。私の家族の例を挙げますと、おふくろは寝たきりになっておりましたので、じゃあ温泉券をもらっても正直言って寝たきりの方に、ましてや女性。私は温泉に連れていくわけにもいきません、女性のところにですね。だから、温泉券みたいなのをなくしてタオルでも何か別のものにしていただきたいという要望を出して、その後は温泉券は変わったと思っております。要は一人でも漏れがないように人数を把握されまして、入院してある方にも、ぜひ何らかの記念品を届けていただきたいと思っておりますので、その辺について再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 敬老会というのは、そういうお祝いの会を催すということでございます。法律そのものも高齢の老人の方お一人お一人に何かお祝いをしなさいということじゃなくて、地域でそういう高齢者の方々がこれからも元気で長寿されるようにということで、みんなでお祝いしようというのが敬老の日の趣旨で、そういう形で今各地区でやっていただいておりますけれども、ですからやり方はそれぞれもう地区によって違ってます。それで、松本議員がおっしゃったように、地区によっては欠席された方にも何らかお茶とかそういう品物を渡してあるところもあるし、半数以上のところが、もう出席される方だけのお祝いになってるのが現状でございます。今おっしゃったことについては、また区長会のほうにも提案をさせていただきたいと思っております。

そういうことで、基本もう申しわけないですけど、出席の会という趣旨でというのは、かなり一件一件になると負担も多いということじゃないかなと思いますけれども、町としては88歳、100歳、100歳以上になられた方については、個人の方にそれぞれお祝い金と、100歳になられた方とか以上の方についてはお祝い状といいますか、そういうものを直接持っていったる。そういうのが一つの区切りという形でさせていただいてます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いずれにいたしましても、16万円ということでございますけれども、経

費が多少オーバーしたときには、その分については、きちっとまた町のほうで補助等をしていただければ幸いなことだと思います。

次に、2番目に入らせていただきます。

中学校給食実施についてでございます。

この件については、町長もいろいろな点で頑張っておられることは重々承知をしております。先日もいろんな面で町長のお話を聞きまして、私も期待しておったところでございますけれども、その件については、だめになったということでもありますけれども、まず平成32年度をめどにと町長は言っておられますが、現在の進捗状況をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 中学校給食について、現在の状況を報告させていただきます。

公約でも議会でも平成32年度までには実施をしたいということで言ってるところでございます。現在、実施に向けて経費的なあるいは施設的な問題を検討してるところでございます。

まず、やり方についてなんですけども、いわゆる自校方式、中学校に新たに給食室を造って栄養士を配置する、そういうやり方ということと、もう一つは親子方式で、本町の場合だと久原、山田両小学校どちらかはもう既に給食室があるわけですから、そこを増築して中学校の給食を作る。そして、もう一つはセンター方式。一つ考えたのは、久山町に両小学校と中学校3つの学校しかないんですけれども、その中でそれぞれ1校ずつ給食施設を持って栄養士を置いてということは、今度は3つになるわけですね。やはり費用対効果といいますか、経費の面では非常にロスが大きい、経費の負担が大きいんじゃないかなということで、本来ならば、もしこの際両小学校、中学校を1つにしたセンターを建てたらどうだろうかということも検討しました。それからもう一つは、校外への調理委託、これはいわゆる弁当給食でございます。弁当給食も私が考えるのは、糟屋郡内で今弁当給食をされてるのは新宮町それから須恵町、宇美町が外部委託されて、完全給食をしてるのが篠栗、志免、粕屋町でございます。今回、同じ弁当給食でも須恵町と新宮町は単なる弁当の業者さんでの配食でございますけれども、宇美町は給食法に基づいたちゃんと栄養士を置いて管理されてる弁当給食という形でございますので、やるとしたならば久山町もこの弁当給食、宇美方式でやったらどうかと、こういうのを検討しました。そういう中で、最終的に一つは親子方式、久原はととても敷地がない、山田についても手前のほうはたくさんあるんですけど、現在の給食室の周辺ではなかなか厳しいので、場合によっては給食を一時ストップせないかんっていうふうな状態が出てくるんじゃないかなということもありま

すので、経費もまたそれだけ要するというので、それからセンター方式は、もうこの際1つになってセンターでやったらというんですけれども、これが一番望ましいけれども、やはり費用が莫大になってくるということもありますので、最終的に今検討しておりますのが自校方式と外部のいわゆる弁当給食、給食法に基づく弁当給食を最終的に2つに絞って進めていきたいと思っております。自校方式が一番生徒にとってはいいのかもしれませんが、弁当給食は弁当給食なりのいい方法があるんじゃないかということで、この2つにとってもう少し絞っていかうかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 2番に入らせていただきます。

平成32年度では署名者約2,500名もあるのに遅過ぎると私は思っておりますし、保護者も早く実施していただきたいと願っておられます。32年度と申しますと、もう町長の任期がその年が最後の年ですもんね。ぜひ28年の町長選のときあたりから町長も、公約とまでは言いませんけれども、保護者を集めてお話しする中で、中学校給食をぜひ実施していただきたいという要望の中で、それはやるというお話もされたと聞いておりますし、ぜひ一日も早くやるべきだと思っております。今進捗状況を聞きましたけれども、自校方式か外部委託方式ということでございますけれども、新宮と須恵が最近弁当方式になりましたけれども、須恵の弁当方式は非常に評判が悪いと私も聞いております。宇美の弁当給食は、町長が言われますように、我々も調査研究した結果、かなり評判がいいと聞いておりますし、篠栗はそれなりの立派なランチルーム方式を取り入れて、感動するような食事風景を目指していった経緯があります。いろいろありましようけれども、一番手っ取り早いのは自校方式だと私は考えております。場所的にも古校舎もありますし、どちらにしてもあの古校舎は取り壊さないかん時期に来てましようし、そのことも含めて議会に工程表等を出していただきたいと思うんですが、その考えについて町長の考えを聞かせてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 手っ取り早いのは自校方式と言われたんですけど、やるところがあれば手っ取り早いのは弁当給食なんですよね。というのは、1校1校施設もそうですし栄養士も置いてということになると、施設も1億5,000万円程度初期投資がかかるんじゃないかなと思っておりますし、今ちょっと触れられました中学校については特別教室の建てかえもやらないかんし、御承知のように両小学校のプールの建築とかがありますので、またこれは議会でもこれを進めていく上で協議することになると思いますけれども、それを考えると、まずは弁当給食あたりにするとそういう投資面というのはなくなるわけですから、それが可能であればそこをもう少し研究してお諮りしたいなと思っております。

実は、宇美の業者さんとかは問い合わせたんですけども、もう幾つかやってありまして、そのラインがもういっぱいだということでちょっと無理だということで、中村学園もしてあるので中村学園とかも聞いて、中村学園は施設の問題で、やりたいんだけどちょっと難しいということで、今1つ福岡市でやられてる民間業者さんが実施については可能だということはおっしゃってますので、その辺の施設の見学とか中身の内容あたりも見てきて、また先ほど言いました2つのことについて絞っていただけたらなと思ってます。自校方式についても、実は今から来年度設計をして、それから補助申請して、それから建築になると、どうしても32年度ぐらいにはなっていくんですよ、工程がですね。だから、それが最悪遅れないように来年度の予算までには、その方向性というのを決めていきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 手っ取り早い方法については外部委託方式ということで、私も若い者と一緒に飲み会するときに、町長にもう弁当給食でもいいから早急に実施していただきたいという要望もあります。ずっと弁当給食じゃなくて、外部委託方式を取り入れながら少しでも早く実施しながら、そしていずれ自校方式とかいう方向に持っていければと私は思っておりますので、その辺も2本立てで、ぜひ前向きに一日でも早く実施していただければ幸いです。是非その辺はよろしく。また議会にもいろいろ情報を流していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3番に入ります。

石切地区の開発についてでございます。

この地区の開発に伴う9メートル道路設置については、ずっと以前から法線を早く決めようかと質問してまいりました。そのことについての現在の進捗状況について、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 石切地区の開発に伴う猪野・藤河線、今のレイクウッドから先の法線だと思いますけども、一つは法線的には、あのまま直線で今の突き当たりから新宮方面にという形で県道35号線に向かう須恵・新宮線の計画線というのは、計画としてはありますけれども、それ自体はとても今の35号線の整備状況を見ると今それを議論するのは問題外という状況にありますので、議員御指摘のように、あれから先の35号線までの連絡の法線というのは、今までもお尋ねがありましたけれども、あの石切、原山一帯の開発に伴ってということできましたけれども、今回その一部ですか、久原本家の開発の用地の分譲もやりまして、あの辺一帯のまだ草場の住宅開発もありますので、もう法線を決めたく必要が

あるかなと私も感じております。来年の予算に、その法線を決める予算あたりを計上して、法線は、ある程度はもう確定をしていきたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 新宮町町議会においても特別委員会を設置いたしまして、新宮町、東区開発も含めて前向きに協議されております。あの辺一带、新宮、他の町でございますけれども、開発がなおざりになっております。さきの農業まつりのときに長崎町長にもお会いしましていろいろお話ししました。あの辺一带の開発を取り組まないかんということでございますので、これに便乗いたしまして久原本家が45ヘクタール買われるということで残り約115ヘクタールの土地を、宝の山は生かさなきゃいかんと私は思っております。大きな財源になると思いますので、ぜひ先ほど来年の予算に計上するというご期待をいたしております。ぜひ新宮町の開発に伴って久山町も乗り遅れないように、ぜひ新宮町長ともお話をされまして、一体となって新宮町、東区と佐屋から石切地区の開発を同時に並行して進んでいって、お互いが共存共栄できるように町長として取り組んでいただければと思っておりますので、最後にこの辺について町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃったように、議会のほうでも新宮との交流をしていただいているのは本当にありがたいことだと思っております。新宮町の佐屋地区と久山町の土地利用を含めての振興計画については、毎年必ず1回は新宮町長それから副町長を交えて計画部門との情報交換会をやっています。今回の道路の法線計画についても、今の藤河～猪野線の35号線との接点というのは、大谷のところの交差点なんですけど、どうしても形状が非常にいびつなところもあるし、ただ区間を考えると途中であれをしても今度は右折ができないようなT差路になるから、その辺のところをまたいろいろ検討する必要がある中で、新宮との協議によって別の道にあれをつなげることも可能かもしれませんので、新宮町と我々行政も協議していきますので、議会のほうもぜひその辺の御協力といいますか、新宮町さんの議会にも応援をしていただければ、いい形のお互いに開発ができるんじゃないかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 来年の予算計上をやるということでございますけれども、そのときに青写真を出していただけるんですかね。できましたら、ぜひ議会のほうにもその辺一带の青写真を、また今町長が述べられましたように、新宮町長とも意見交換をさせていただいて、ぜひ先ほども言いましたように法線を早く決めていただきたいと思いますので、最後

その答弁を聞かせてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 青写真を作るといいますか、基本計画を作るための予算を計上させていただきたいなと思ってます。それまでにいろいろ新宮町とかの地形あたりも向こうとまた協議をして進めたいと思います。

（5番松本世頭君「はい、終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） これで午前の会議を終わります。

午後の再開は13時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 引き続き午後の会議を開きます。

6番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○6番（本田 光君） 最初に、久山町上久原土地区画整理事業について、それから第2には約12億円・町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は中止を、それから3点目に市町村国保の広域化について質問いたします。

まず最初に、久山町上久原土地区画整理事業について質問をいたします。

3番議員に対する町長の答弁もありましたし、重複する点があるかもしれませんが、一定は御了承願いたいというふうに思います。

そこで、質問の第1なのですが、久山町上久原土地区画整理事業は、もう既に約30年が経過しようとしております。

そこで、質問の第1、上久原土地区画整理事業組合への貸付金に係る保留地、付け保留地の売却処分の進捗状況はどういうふうになってるのでしょうか。町長、どう把握されていますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いつも本田議員あたりから上久原の土地区画整理について、いろいろ御心配の質問をいただいているんですが、町としましても随時組合のほうに、その進捗状況については連絡を受けてるところでございます。

お尋ねの区画整理組合への貸付金に係る保留地あるいは付け保留地の件につきましては、組合のほうも鋭意保留地につきましては処分の方で今ある程度ほぼ大体見通しの段

階に来てるといふ報告は受けております。報告によりますと、1区画を除いては、もう売却済みといふ報告をいただいています。それから、付け保留地につきましても、あと2区画今協議が進められている状況にあるということでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田光議員。

○6番（本田 光君） 今までずっと説明された中で、確かに状況は変わってきております。確かに買い手、それと当然この区画整理事業が保留地、付け保留地が売れんことには、もう実際お金ができないという仕組みなってるわけでございますけども、今までずっと説明の中で例えば数字の10番、旧御用やぶのあたりでも1区画残ったというけども、実際全区画が売れたんですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 御用やぶ分は大体売却が終わったということを聞いてます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） もし換算したら数字的には大体どのくらいになるんでしょうか、その10番の区画のところの全区画が売却できたというふうにして。大体おおよそどのくらいの額に値しますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 額は私は宙で覚えてませんが、御用やぶのところの保留地の部分のことをお尋ねですか。

（6番本田 光君「そうです」と呼ぶ）

それについては、私はここですぐに、その金額は言えませんので、もし必要であれば後でお知らせしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひ後で数字がわかれば教えていただきたいなと思います。

それから、当然10のところは町有地、組合保留地の分のどこと交換したかといつて、対等交換、いわゆる等価交換ですね、というふうに過去聞いても、どこと交換したということでもないみたいな、何かいま一つわかりにくいような答弁を町長がされたというふうに記憶しています。実際一般的に組合保留地と例えば町有地、どこと交換したのかと再度お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 交換というよりも、区画整理区域内での換地のやりとりですので、場所の位置の換地を町有地と保留地との関係で動かしてるという状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） やっぱり町有地を例えばどこと交換したかということがわからないようなことは、ちょっと納得はできんというふうに思います。しかし、ここに来て、もういよいよ来年3月で完全完了というふうにはならないかもしれんけども、実際その状況は保留地がまだ今完全売却になってないというのがわかったんですが、そこは見通しはあるんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 保留地処分の見通しは、組合の報告ですよ、大体できるんじゃないかという報告を受けてます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） もしも、万が一この保留地が全て売却できなかった場合は、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の段階で今見通しができてるという形ですから、万が一とか仮定について今町がどうこうということは答えられないと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 僕が言いたいのは、この保留地、付け保留地等あたりが売却できなかった場合は、極論を言いますと、返すお金もなくなったらいかんわけですね。返すめどがあるのかどうかも心配になってくるわけですね。ですから、そういう関係を含めて、大体もともと売却してしまうというのが、過去町が出された資料からしても保留地、付け保留地の分が数字的にも示されたわけですね。これが完全に売れるのかどうかと、その見通しが。なかなか付け保留地というのは、そう簡単にいかないと僕は見えています。それを隣接した方が購入されるんだったらそういうふうに。それと、坪単価が同じ土地の単価だったら、なかなか容易じゃないというふうに見てます。かといって、組合が管理されとる関係もあるので単価を下げるわけにもいかないわけですね。同じ価格で売却ができるかどうか、その見通しがあるかどうかを聞いとるんです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が事業者じゃないから見通しがあるかは。おっしゃるように、そういうのは相手があることですから、保留地については今度は処分先の相手を見つけてやることですから。私に付け保留地の見込みがあるかと。当然保留地についても処分しないことには組合の解散もできないだろうし事業完結ができないわけですから、今言いましたように組合としては大体見通しをつけてあるという報告を受けてるといふ。また、付け保留地についても、もう大体あと一つぐらいになるということをおっしゃってますので、組合

で努力をしていただくというほかにはないと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 私が言いたいのは、町長は、そういう組合とそれから町という関係から見て、やっぱり十分そこは把握しとかなければならないというのが、常日ごろ現況を盗み見ながら、どう3月31日をもって終わらせるか、そして3月20日には第2回目の支払いがあるわけですね。ですから、そういう点の全体を把握すると、この議会では言えんこともあるかもしれませんが、やっぱりそういう点も含んで本当に、この3月いっぱい終わるのかどうかという心配があるから質問しとるんです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会でも言えんことがあるなら余り尋ねてほしくないですけどね。ただ、そういうことはなくて、保留地の処分についても貸付金についても大丈夫だという状況にあるということでございます。町も関与してきた区画整理ですから、最終的に組合のほうから最終段階でいろんな報告とか協議があれば、その場で当然組合と協議して進めていくべきだろうと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当初の出発は集落整備法から出発してるわけですね。その後に組合施行。組合の人たちも相当努力されて、また役員の方たちも努力されとる、その状況はわかります。しかし、今日に来て、もうあと日がないんですよ。あと4カ月を切ったという状況です、29年度で終わるということになれば。そこにお互いに本当に事実関係を出し合って、どう終結を迎えるかという点ですね。そういう点は何もこの議会では言えんことはないというんだったら、全部出していただきたいというふうに思います。今町がつかんどの範囲をですね、というふうに考えます。ぜひ、先ほども言いましたように、買い手がなかったらなかなか処分できんわけですから、僕が言いたいのは、そういう買い手を町も一緒になってハウスメーカー、あるいはまた、いろんなデベロッパーといってもそう簡単にいかんでしょうけども、そういうケアをしていく必要があるんじゃないかと再三ここからも申し上げたとおりですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再三言ってますけど、保留地については大体見通しはついてる状況。ですから、今おっしゃるように、これまでもそういうハウスメーカーあたりへのあっせん、あるいは農協不動産部へのあっせんとか町もいろいろ組合のほうとは協力しながらやってきております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひそういう形で進めていただきたいというふうに思います。

次に、質問の第2ですが、上久原区画整理組合への貸付金の1億円、先ほど3番議員も質問されたように、9月20日は終わったと、あと来年の3月20日なんですよ。国と町で、それぞれが半分ずつ返還となっております。財源については、これまで議会質問で付け保留地、保留地が売れなかった場合どうするかという質問に対して、町長もあとほんのわずかになってきたというふうに今答弁されましたけれども、特に町長は期限内に終わらせる、そして貸付金を国から借りているし、町も貸している以上、町がまた支援すべきではないと、いかに保留地を売るかであると。貸付規則の中に、返せないときはその担保というのを組合は出してあると。万が一5,000万円というお金ができなかった場合、その担保という考えを言われましたけれども、そういう点では考えられているのでしょうか。規則の中にそういうふうになるというふうに、もう統一されるのかですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然貸付金ですから契約をして、担保物件、要はその保留地だと思いますけど、先ほども言いましたように、保留地の処分については大体見通しがついたということをおっしゃってますので、私はそれを信用したいと思ってますし、付け保留地については今回の貸付金にそこまで充てるというよりも、清算金とかいろんな形での使用になってくるんじゃないかなと思ってますので、再三返せなかったらとかいう御心配もわかりますけど、今現在組合の状況報告ではそういうことでございますので、むしろそちらのほうを進めていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町の事業は大体ほぼ終わったとかいうふうに再三聞きますけれども、例えば御用やぶのところに雨水の排水溝に逃げられた。これは組合施行がされたというふうにも聞いておりますけれども、当然上ヶ原の方面から今年の集中豪雨みたいな、北部九州を襲った、ああいうふうな集中豪雨のときには相当の雨量で、実際町の工事として道路に排水溝あたりを設置しなければならないんじゃないかというふうに思います。下側のほうの御用やぶ、数字10のところあたりに相当流れ込んでいきやせんかと、そこらあたりの考えは全くないですか。町の工事ですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 組合がやる区画内の工事の中での町がやらないかんのは大体終わってるといって報告を受けてますけれども、細かいことは、まだあるかもしれませんけど。今おっしゃった町のインフラの中での事業というのは今おっしゃった部分については、あそこの上ヶ原一帯の水が古賀の脇線あたりのほうに大雨が集中すると、ちょっとあふれるよう

な状況にありますけども、あそこについては、いろいろ水を分散させる形を今とってますけど、それでも短時間で大きな雨量が出たら道路まで水路から上がってる状況がありますので、これはもう改修しなくてはならない。ただ、それはあそこだけを扱える状態じゃない。問題は流末の直方線の先の篠降側の水路を大きくしないと流れないということで、今度そちらのほうから今やるようにしておりますので、それとあわせて、まず下流を整備して、こちらの流量を見てみるというふうな形になると思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今町がしなければならない公共事業ですね、排水溝あたりも含めて。そういう点は早急に組合側とも交渉しながら、そして町としてどうするかということも考えなければならないんじゃないかと、早急な対策が必要じゃないかということをお願いしておきたいと思います。

次に、質問の3に入りますけども、組合施行とはいえ町当局や議会、都市計画法という法律のもと、そして区画整理事業の動向をしっかりとつかんで、住民目線で、よりよい町に進めていくことが肝要であるというふうに考えます。先ほど来の3番の議員の質問にもありましたように、清算関係も含んだ関係が今から出てくるわけですね、換地も含めて。上久原区画整理事業組合は一つには換地処分の届け出、あるいはまた換地処分の公告、清算金の徴収交付、この道路拡張をした関係もあって取り押さえた方に対する、いろいろな清算金をまた徴収するのか、清算金をあげるのか、こういう関係も出てきます。また、区画整理登記等々を進めなければならないんですが、本当にこの全てが完全完了するには、さっとはいかないんじゃないかと、年度内に。このあたりは町長どう見られてますか。完全に終わらせるという考えはお持ちですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 希望としては年度内に終わるような形で今いろいろ組合のほうとも言ってますけども、まずは換地登記をできれば年内に終わらせなさいということで今組合とも言ってます。そのためには新しい今度は地番の設定とかがありますので、先般も組合のほうに来てもらって、役場もいろんな関係部署で地番が変わることによる公的な事務手続等が発生しますので、その辺の準備を今進めてるところでございます。ただ、全体の事業というのは組合の解散ということになりますので、そこについては3月までに必ず終わりますよということ、これは私のほうでは、まだ言えないんじゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これからいろんな事業が発生する可能性があるかと僕は見てます。とい

うのは、いろんな擁壁をしたり、あるいはまた先ほどの雨水関係の排水溝も町がしなければならない事業である、あるいはまたそういう換地、清算を含めた、だから年度内にとというのが目標であっても年度を越す場合がひょっとしたらあるかなど。そうなりますと、今9回ですかね、事業申請し直さないといかんと。今まで30年間近くの地権者の方たちは当初は期待しとった。けどなかなか、バブルがはじけて単価も下がり、そして状況が一変してしまったという状況もあります。だから、地権者の期待に外れないような方策をどう今後とっていくかということも含めて、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の土地区画整理事業の事業認可というのは、もうこれが最後だと私は聞いておりますので、来年3月をもって終了せざるを得ない。ただ、組合が解散に至るまでのいろいろな期間というのは、あるんじゃないかなと思っています。大事なのは早く換地処分すること。それから、工事関係はほぼ終わっていると聞いてますので、あと通常の行政としてのインフラ関係の整備等は、これからも一般単独事業として私は当然区画整理区域のあたりも終わった後でも、それは当然出てくることだと思いますし、いずれにしても組合施行とはいえ町が関与し、集落整備という形でかかわってきた事業でありますので、最終的には町も責任持って環境整備は当たっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） よく住民目線という言葉がありますが、その住民目線に立った町の対応策、これを十分組合とも協議しながら進めていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおりですね。これも町の人口増政策には大きく寄与するといえますか、影響する事業として今効果を出してるわけですから、地域の方もいろんな問題を努力されて、やっと完了まで来てますので、町としてもできるだけきちんとした形で終わるように努力していきたいと思っていますので、議会の皆さんの御理解もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） じゃあ、次に入ります。

約12億円・町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は検証した上で中止を。

約12億円・町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は、経緯を振り返ってみますと、一つには山田石切地区に平成10年、総合運動公園、ゴルフ場計画を断念。また、山田石切地区に平成20年、新幹線久山駅などを造るといってパラマウント映画テーマパーク構想を断

念。町長、あなたはその当時は政策推進課長でありました。今は町長をされてます。十分それはおわかりだというふうに思います。

さて、去る9月議会での一般質問に対して町長は、町総合運動公園は山田石切地区にあったものを移管したものというふうに答弁されております。旧日鉄採石場跡地にサッカー場、野球場等々の建設が計画されておりますけれども、本議会に提案されてる平成29年度の一般会計補正予算の中に国の交付金減、総合運動公園施設整備工事費6,400万円の減額が計上されております。したがって、国から地方自治体、本町を含んだ地方自治体ですね、の財政支出削減（地方交付税・補助金）は今後も続くというふうに予測されます。確かに久山町は税収が一定あるから県下でトップクラスの地方交付税が減ってるんじゃないかと思います。国は、それぞれの町はそれぞれの基金あるいはまた財政調整積立基金をため込んでるというふうに見る官僚もいるわけですね。しかし、僕はそれをため込んだらというよりも、むしろ北部九州を襲った大水害等あたり、いついかなる場合があっても、それに対応できるお金は持つとかんといかんわけですね、そういうふうに考えます。ため込んだらというような視点で交付税を減らしていくとか、あるいはまた国の借金があります。日銀、黒田総裁のもとで相当国債を買わなければならんという実態も発生しております。ですから、一般市中銀行とそれから日銀との関係を含んでも、あれはいかんというふうに思いますけど、アベノミクスそのものが、もうかなり行き詰まってきたというふうにも思います。そうした中での交付税、やはり補助金というのは一時的なものだというふうに思います。今度の総合運動公園に対しても31年までしか補助金がない。であれば、あとをどうするかということになるんですが、そうしたことが、この地方交付税、補助金がひところの国の姿勢と随分変わってきとるんですね。ですから、例えば久山町の一般会計だけを決算から、9月議会は決算議会でしたが、各1市7カ町のあれは市町村長議会が出したんやっただすかね、一覧表は。あれを見ますと、久山町は55万4,388円が1人当たりの借金。他町は大体25万円ぐらいから22万円ぐらいですね。これを例えば特別会計あるいはまた企業会計、一般会計を含めると100万円以上も借金をしてることになりやせんかというふうに思います。

そこで、何を言いたいかといいますと、今から予測がつかない、12億円じゃ終わらないと思います。安倍首相は31年10月から消費税を10%にすると行ってますね。そうなる資材高騰あるいはまたさまざまな全体の構造が変わってきて、もうとてつもない町の一般会計を費やさなければならぬような状況がというふうに危惧します。ですから、そこらあたりを含めて今町長はどういうふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基金のことをおっしゃいましたけれども、確かに本町の財政力とか財政構造あたりは県下でもいいということは、いつも言ってますけれども、全体の規模がちっちゃいから基金の額にしてもそんなに余裕がある状態じゃないと思います。ただ、さっきおっしゃった交付税の関係については、野田総務大臣は基金があるから、それをもって交付税を減らすことはあってはならないということをおっしゃってますので、その辺は考慮されるんじゃないかなと思いますが、いずれにしてもうちは基金が多いほうじゃないからですね。ただ、さっき郡内で1人当たりの負担金額をおっしゃいましたけれども、これはもうやむを得ないですよ、分母がちっちゃいから。借金の額は1人当たりになると久山町がよそよりもかなり高いと思いますけれども、というのはそれだけ社会資本へ久山町は投資してるという、1人当たりですね、投資額が大きいということ、それが今回の国富指標の中で久山町が豊かさが県内トップというのも、そういうのもあるんですよ。特に、経済面で1人当たりに換算すると、公共下水とか道路とか福祉とかに充ててる費用というのは、他町よりも久山町民のほうが1人当たりになると額がぼんと高い、だからこの数字でどうのこうというのは一概に言えないんですけれども、ただ言われるように、もう日本の経済も右肩上がりという状況ではなくなってるわけですから、資金についても財政についてはきちんと財政計画のもとに事業計画も進めていく必要があると思ってます。

そういう中で、総合運動公園は中止したらいいんじゃないかなという御意見でございますけれども、先ほどお話にありましたように、この総合運動公園は山田石切地区に総合スポーツゾーンのときにゴルフ場と一体となって町が計画決定した公園でございますので、これをあそこの開発がなくなったからやめますよというわけにはいかない。都市計画決定というのは、そんなに簡単なものではないという、必要だからあれだけの運動公園、都市計画公園を決定したわけですから。ただ、あの場所の点は、もう当初もくろんでいたゴルフ場との一体性がなくなったから今回久原のほうに移して、12億円ということになってますけれども、全体面積が40ヘクタールを見れば、12億円というのはそんな大きな額は整備額じゃないと思ってます。全体40ヘクタールという広い面積で基本は、あの一带は町有地等があるし、また大きなため池が幾つもある、それと採石場の跡地ということで、特殊なエリアでございますので、そんなに用地買収も必要でないということで、12億円程度をかけてやれば町民が活用できるいろんなスポーツ施設、それともう一つは、運動公園とはいいながら近隣公園的な役割を持てる公園になるんじゃないかなと私は考えてます。特に、採石場跡地の一番上流については、久山町でも一番全町が展望できるような景勝地でもあるので、そういう近隣公園を含んだような形での運動公園の整備をしていく必要があると思ってます。ただ、近年の、今年もそうですけど、北部九州の災害豪雨など毎年のように大

きな自然災害が発生してますので、社会資本の交付金というのは、どうしても当初よりも減額されてるとというのが近年の状況であります。今の公園の事業認可は平成31年までの認可になってますので、これで終われば、もう補助金は見込めないと思いますけども、その時点でさらに事業の認可の期間を延べていただけるものか、またその時点で本田議員がおっしゃったようなことも含めて、本当にあれだけの投資をこれから必要とするのかというのも含めて、事業診断はそこでやる必要があると思います。それを私としては中止するのではなく、中身の内容を変えたり、あるいは期間延長が認められれば期間延長しながら整備を進めていくという形でするのが一番ベターじゃないかなと思いますけれども、この辺は外部評価も含めながら事業診断をして検討したいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田光議員。

○6番（本田 光君） 今行政というのは、何度も同じことを言っておりますけれども、進め始めたらなかなか途中で見直す、中止をするというのは今までされてこなかったわけですね。僕が言いたいのは、一度立ち止まってこの検証をして、本当に町民の目線で見た場合、マイナスであればこれは見直すという方法ぐらいしていいんじゃないかというふうに思います。見直すというよりも、むしろもう危険のない方向で中断をするということでございまして、さまざまな方法はあるというふうに思います。当然先ほど来から質問してまますように、上久原の区画整理事業ができれば、この400戸近くの住宅ができれば税収があり、同時に町民税、固定資産税等あたりが入ってくるわけですね。むしろそういうことこそに力を入れるのが筋じゃないかと。全町民がサッカーをするのか、全町民が野球をするのか。実際さまざまな、いろんなコストから見て、当然検証していいんじゃないかと思いますが、改めて町長にお聞きします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほども言いましたように、31年で認可が切れるわけですから、本田議員がおっしゃるようなことも含めて事業診断とか事業評価、特に事業については外部評価委員会というのも作ってますので、そういう形で審議や意見をいただきたいと思ってます。ただ、さっきも言いましたように、あの一帯というのは、ほとんどが公有地でございます。それと、一般的に土地利用をするには非常に高低差もあって難しい。けども、いろんなため池とか、一番上の採石場跡地というのは広大なフラットな土地があるわけですから、これは活用すべきだろうと思ってますし、一番上の約4万平方メートルぐらいの元サッカー場とか何か使ってる平地があるんですけど、これは後で何か利用しようとしても今の福岡・直方線からの利用は、とても危険で危ないんですね、橋も仮り橋だし。だから、まず手がけてる、安全なあそこに至るまでの道路、これは少なくとも公園事業の中

で早くやっておく必要があると思いますし、やれるものは極力そういう事業の中でやって、本当にこんな大きな野球場は要らないよとか、そういう全体の判断があれば、そこは施設の見直しとかやっていいと思いますけども、いずれにしても、あの一帯の利用というのは、そういう形で私は利用したらいいと思いますが、本田議員がおっしゃるように一度やったら絶対やめないというようなことじゃなくて、立ち止まってという時期は、また作りたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） いま一度今の時期に立ち止まって検証すべきだと私は思います。そして同時に、久原校区の方たちの飲料水である浄水場に影響はしないだろうかという疑問も一方であるわけですね。それと同時に、これは立場が全然違いますけども、大谷地区の石黒池が干上がってしまった関係があるんですよね。そういう関係とか含んで久原校区の方たちの飲料水にも影響しないかという、全く影響はないですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公園ですから。石黒地区に影響があったのは、近くに工場ができたから井戸を掘ったからということ。でも、その因果関係は全くわからないわけですから、今回の場合は、上流にそういう広場等が中心でございますので、久山町の飲料用の池あたりに影響を及ぼすことは100%ないと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これから莫大なお金、12億円じゃ僕は終わらないというふうに思います。これから町が急がなければならないのは、先ほど来から質問が出てますように、久山中学校の学校給食や、あるいはまた町長もおっしゃったように、両小学校のプールの改修工事や、あるいはまた山田小学校の体育館の天井の葺き替え改修工事等々あたりがあるんですね。あとは、ごみ袋の1枚105円の値下げ、町長、笑わんで真面目に聞いてください。そうした等々あたりがあるんですよ、急がなければならないのが。だから、そうした関係を含めば総合運動公園の関係は、今後の手続としては、西エリア、東エリアの関係が、また補助は31年までしかつかないとか、それらのこの全体にわたる整備のコスト、ランニングコスト、業者等と今日契約を結んだとしても31年以降は消費税等の引き上げの関係で状況は一変するわけですね。そういうことを考えた場合、本当に町民の貴重な財源は大事に扱うと、そういう立場から、この行政の町民を見る目線、上から目線じゃなくて、町民の立場に立った目線で事業を進めていくことが必要じゃないでしょうか。そういうことで、今この総合運動公園は検証した上で中止を、町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 31年度までは事業認可を受けてますから、それを受けて進めなくてはなりませんし、議員のおっしゃるように、これからは限られた予算の中での集中と選択という形で事業を推進していくことになると思いますので、十分その辺は新年度の予算案のときに当たってもその辺を念頭に置いて予算組みを考えていきたいと思ってます。そして、交付税なんですけど、全体枠がそんなに増えることはない、むしろ減っていく傾向にあるのかもしれませんが、交付税のベースというのは人口なんですよね。うちはちょうど面積については平均的、ちっちゃな町じゃないんですけど、人口がベース、特に1万というラインを超えれば、かなり違ってくると思いますけれども、1万超えなくても、平成27年度の国調人口と今の基本台帳人口には500人ぐらいの差があるんですよね。ですから、次回の私は国調のときに人口のベースが500人増えると、また交付税も少し、全ての交付税の計算のベースになるのが人口ですから、その辺も少し期待はしてますけれども、それとあわせて町の活性化をしながら、それから事業の選択をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 新国富関係を先ほど町長は言われましたけども、実際1人当たり3,099万円というふうに言われたけども、先ほど来の質問を聞いても山の担い手がいない、農業に至ってもそうでした。だから、本当に今町が何をしなければならぬかという点から見た場合、例えば上久原の区画整理事業をやれば、当然全戸に住宅ができれば町税あるいはまた町民税あるいはまた固定資産税等あたりにも収入があるわけですから、人口1万人にするという、当初は1万3,500人だったですかね、1万人にするというふうには知らされとるけども、そこに持っていくにはそう簡単にはいかない。そして、ある団地では、もう子供さんが高校、大学となると大体住宅ローンが終わるから久山から出て行って、店の近いところ、あるいはまた病院が近いところというふうな状況も当然あるわけですね。ですから、この定着人口をどういうふうにしていくか、あるいはまた余り国富論にのめり込まずに町民の立場に立った町政をどう行うか、ここに着眼点を置いてもらいたい。ですから、今急がなければならないのは総合運動公園じゃなくて、先ほど言いましたような地方施策をまず軸にすべきじゃないかということをお願いしたいと思います。

次に、市町村国保の広域化について質問をいたします。

国民健康保険法の第1条は、国法制定は1958年、昭和33年に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」ということを第1条には書いてます。また、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、全ての生活部面について、社会福祉、社

会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と憲法第25条では、うたわれております。本当にこういうふうになるのを誰しも否定するわけじゃないわけですね。ですので、これからの公的医療保険の医療行為や薬の価格である診療報酬の来年4月からの改定をめぐる論議が活発化しております。安倍首相は、この医療、介護、福祉、社会保障、こういう関係を一定は削減していくと、そして一方じゃ北朝鮮を口実に軍事費は増やすというふうなことも、うたわれております。これからは本当に日本医師会も診療報酬等あたりが、どこに重点的にいくかという関係で心配もされてるところでありますけれども、社会保障の大幅削減を狙う安倍政権のもとで財務省がマイナス改定を主張、そしてこれに対して医療関係者からは安心・安全の医療を国民に保障するためにプラス改定を求める声が上がっております。少なくない医療機関が経営困難になり、医療現場に矛盾とゆがみを広げているというふうにも言われております。患者の窓口負担を軽減することとあわせて診療報酬のプラス改定に向けた責任を果たすべきであります。また、市町村が果たす役割も重要となっているわけです。

そこで、質問の第1ですが、来年度より国保の財政運営を都道府県に移すもの。国保税は今後とも市町村が徴収となりますけれども、金額は都道府県が市町村ごとに示す標準保険税率を参考にして決めるとし、しかも納付金は100%完納が原則であります。制度改革を町長は、恐らく町長会等あたりでこういう関係もお話が上がってるんじゃないかと思えますけれども、どう受け止められてるんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国保の財政運営のあり方については、今回主体を都道府県に移すと、これはもう数年前からずっとこういう計画のもとで進んできたものであります。

現在の市町村の国保につきましては、他の社会保険等に比べますと被保険者の高齢化、それから低所得者の割合が非常に高いということから構造的な問題を抱えてきてるわけでございまして、財政的に厳しい状況にある。これを何とか変えていく必要があるということで、今回制度改正によって財政主体を都道府県単位とすることによって財政運営の安定化が図られることになり、また国保事業運営も広域化、効率化といった推進サービスの向上にもつながっていくのではないかなと思います。したがって、今回の制度改正は、国民皆保険の最後のとりでと言われてるこの国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとする上で、必要な制度改正じゃないかなと私は思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当然全国知事会も一定頑張られて、当面は福岡県も値上げはしないという方向のようであります。実際、最終的に判断するのは市町村だというふうに思います

けれども、先ほど言いましたように、最終的に一般会計から繰り入れてない町もあって、いろいろ状況があるから、統一的には最終的には値上がりになる可能性があるかなというふうに考えます。そうした関係を含めて、本来の先ほどの憲法25条、あるいはまた国法の第1条等あたりの当初の考え方から随分変わってくるかなという関係を含めて町長に尋ねたいと思うんですが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 保険制度というのは、日本は皆保険制度をとってるということで、誰もが安心して医療を受けることができる、これは素晴らしい制度であると思います。今回は国保というのが構造的な問題を抱えてるということで一本化しようという形での改正でございます。新しいやり方ですので、詳しい姿というのは、まだ私もはっきり言えないんですけども、いずれにしろ県が全体の運営母体になるわけですから、町は税の賦課とか徴収とかいうのは今までと変わりませんけれども、県に対して納付金という形で町が責任持って納めるという体制になります。それぞれの賦課税というのは県下の市町村によって全く同一のものじゃないから、その辺のところは今回は県が標準税率というのをそれぞれの自治体に示すことになる、今までのそれぞれの町の状況によって標準税率というのを県が策定しますので、それに基づいた納付金といいますか、県が示す納付金イコールそれを納付するためにはそれだけの標準税率が必要です、という形になるんだろうと思いますけども、当然来てみないとわからないんですけど、標準税率より高い、もう既に国保税を過去に上げて標準税率よりも今は高いところもあるし、もしくは、うちなんかはむしろ下になるんじゃないかなと想定されますので、むしろ標準税率のほうが高くなるかもしれません。その開きについて、それぞれの自治体で差が出てくるというふうに聞いておりますので、じゃあその差をどうするのかというのは、今おっしゃったように、じゃあその差の分をずっと税率を上げるのかというわけにはいかない。今までが一般会計からの補填とかいうのもありましたけど、それが完全になくるとは言えないんじゃないかなと思いますけども、急にそういうのが今回の一本化になって自治体によっては差が出た場合は、将来を見越して改定というのも必要になってくるんじゃないかなと思いますけども、一時に、ぼんと上がると、そういうことはできないだろうと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 40歳から74歳、あるいはまた75歳以上の方たちの病院にかかる実数を見た場合、やはり75歳以上の人たちが大きいわけですね。それぞれの体が不調になられるという関係もありますし、同時にお金がないから病院にもかかれないう方向がないような国保をどう作り上げていくかというのが大事じゃないですかと。

質問の第2ですが、制度改正後も国民健康保険の制度の基礎的な運営は市町村である。一つには、加入や脱退の窓口、2つ目には高額療養費や療養費、それから3つ目には出産育児一時金などの保険給付の申請、あるいはまた保険税率の決定と保険税の賦課、また保険税の徴収等であります。保険税を上げることを最終的に判断するのは、市町村であるというふうに思います。住民の命と健康を守るという立場と役割を持っています。医師会さんともかなり話す中で、かかりたくてもかかれないと、金銭面の状況があるもので、わずかの年金、あるいはまたわずかの収入ではもうかかれないと。そういうことがないような方策を自治体また我々議会も含めて、どうこれを皆保険制度の当初の目的を維持していくかという、そこらあたりが大事じゃないかというふうに思いますが、再度町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 制度改正によって、これまでの加入、脱退の手続とか税の徴収とかであるとか、町民の方に直接大きく迷惑かけることはないと思いますが、ただおっしゃったように、県のほうが標準税率を示してくるという形と納付金の額を決めてくるという形の中で、どう動いていくかということになりますので、先ほども言いましたように、納付金というのが基準で、標準税率というのはそれを納めるためにはこれぐらいの税率が必要ですよ、賦課する必要がありますよというのが標準税率だろうと思いますので、そこに大きな差があれば激変緩和といいますか、これを含んで当然県もやってくると思いますけれども、急にそこを見直すとかいうことはできないと思いますので、将来を見込んで保険料の税率の改正というのは、これはないとは言えないと思います。ただ、保険制度というのは、いわゆる皆保険制度ということで、先ほどおっしゃったように、なかなか保険料を払うのがきつい、本当にそういうところについては救済措置というのはいろんな面であつてと思いますけれども、皆さんおっしゃるのは保険料がいつも高いと思ってたけども、実際に保険を受ける身になったときに、あるいは重大な病気にかかったときに、ああ、やっぱり保険というのはありがたいと言われる声をたくさん私も聞きます。私はそれが保険だろうと思いますので、相互扶助の関係で自分の所得の中から必要なだけは負担はしていただいて、そのかわり、いざ大きな病気等にかかったときに、とても保険がなければ払えないようなときでも日本の場合は皆保険、保険があるから少しの負担でやれる、これが保険制度の私は真骨頂だと思いますので、適正な保険料というのは誰しものが負担せざるを得ないと思ってますので、そういうのも当然本田議員がおっしゃったようなことも考慮しながら、今回の制度改正に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 最後に、町長に進言、進言というたら厚かましいかもしれませんが、ぜひ町長会の中でも、あるいはまた国に対して意見を述べていただきたいと、県に対してもですね。本当に皆保険制度が崩れない方向でどう構築していくかと、私たちが精いっぱい頑張りますので、どうか町長たちも意見を上げていただきたいと、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の制度改正については、まだ具体的に出てきてませんので、当然そういうのが上がってくれば町長会でも話題になると思いますので、協議をしてみたいと思います。

（6番本田 光君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 次に……

（4番佐伯勝宣君「議長、午前中の発言権の尊重、議長ぜひこれは御受理いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか」と呼ぶ）

検討します。

（4番佐伯勝宣君「はい、お願いします。以上です」と呼ぶ）

次に、7番阿部哲議員の発言を許可します。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） それでは、私のほうから森林業振興、農業振興、そして自然環境保全の対策の一環として農業法人の設立による農地の集約化のための体制作りについてと有害鳥獣駆除対策の現状と抜本的対策について質問いたします。

先日の新聞紙上で新国富が大きく掲載されておりました、本当に町長が1面に載っておられてびっくりいたしました。その中での町長は、新国富指標を活用したまちづくり、自然も健康も地域の宝として新国富を増やしていくために全世帯にアンケートを実施し、その結果をもとに新年度予算に反映させるとありました。この新国富指標県内第1位は、その一つの要素である自然資本、自然環境ある森林、田園風景の里山は、先人の方々の維持管理、運営されたたまものだと思っていますし、またそれを将来につないでいく、また保全していくのが私たちの責任であると考えてございます。そしてまた、久山町の総合計画においても、基本的に自然環境があつてのまちづくりだと考えています。

そこで、第1問の質問に入ります。

久山町において農業者の高齢化、後継者問題について早くから懸念され、荒廃農地が発生し、田園風景の里山が損なわれる現状でございます。平成27年度に町長から諮問を受け

られた町内農業者から構成する明日の農業を考える会で、久山町の農地を健全に維持することを目標とする久山町の農業のあり方について1年もかけ検討協議されまして、そして町長に提言をされました。その提言に農業生産法人の設立がうたわれ、地域での農地を守ることを目的とした農事組合法人設立の準備のために農区、農業委員会、農区長会そして粕屋農協、北筑前普及指導センターとたくさんの方が農事組合法人設立準備会として平成28年7月に立ち上げられました。1年間約13回の会議をもって開催されております。また、町内全農家に対してもアンケートは実施されました。この多くの時間をかけ、そして多くの方々の協議の中での今年6月に法人設立計画予定が6月から現在止まったままでございます。町長は、これらの多くの時間を費やし、そしてまた多くの方々の協議の結果の中での現在どう考えておられますか。そしてまた現在の状況はどうなっておりますか。それから今後町長は、このことについてどう考えてあるか質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の農業については、本当に大きな課題だと思っております。今阿部議員がおっしゃったように、明日の農業を考える会を先頭に多くの方に協議を重ねていただき、また百姓談義あたりにおいても農業関係者を一堂にしなが、この今日の農業が個人個人じゃもう行き詰まってくるんじゃないかなということで、何とかみんなで、そういう農業法人を設立していくやり方はないかということで、普及所あたりの先生たちにも参加していただきながら、ずっと今日まで来た経緯がございます。

結論から申しますと、いろんな会議を重ねて、関係者の農業者あるいは関係者と重ねてわかったのは、皆さん各地域とも、久山町は水田農業を中心としてやってきましたけれども、一番問題は農業後継者、担い手がいない。持ち反別はちっちゃいながら、その農地をじゃあ誰がやるのかという状況の中で、何とかそれを受けてくれる組織ができないものかと、これが多くの方の期待でございました。それで農業法人、今言われた生産法人等を作っていこうじゃないかということで会議を重ねてきたんですけれども、結局総論賛成、だけどここに、じゃあ実際農業法人を作ったときに、誰がそれをやるのかというところで行き詰まってるというのが現状のところなんです。そして、当初は久山町全体で1つの大きな法人か組織を作ってやろうということで、準備委員の人たちもそういう意気込みでやっていただいたんですけれども、実際に各農家の方のそれぞれの集落説明会をされたときに、やっぱり地域によって状況が違うんじゃないかという意見が出てまいりました。特に山田側については、猪野それから下山田、上山田の営農組織というのが既に動いてますので、組織を持って上に一緒になって法人というのは、これはちょっと難しいけれども、それぞれが法人の一会員となる猪野、上山田両組合の上に法人を作って、そこに法人組織を

作るということではできるんじゃないのかということで、今山田のほうについては、その動きを進めていただいています。ただ、久原については一番問題になったのは、特に上久原あたりになりますと、向田、篠降になると圃場整備が終わってない団地あたりについて、じゃあ法人がこれを受けられることができるのか、今の大型機械化の中で。農家の方たちは皆さん最低でも無償で、有償でも貸せればそれはいいけど、無償でお願いしたいという中で、じゃあ受ける側はそれでやれるかといったら、これはちょっと無理じゃないかなという状況が出てまいりました。だから、これはもっとやり方を変えないとできないんじゃないかという問題が出てきたということと、中久原地区については、ある程度そういう法人化の前に機械利用組合みたいなことをまず営農組織を作ってやろうじゃないかと、そしてそれを生産法人あたりに切りかえていきたいという動きがありますし、下久原はまだそこまでいってません。だから、この設立準備委員会の中で今年の7月12日に協議したときに、そういうふうにはいろんな事情があるので、もうこれは町全体で一本化の法人は無理じゃないかということで、山田と久原とまず分けて検討していこうじゃないかということで、今言ったような山田については、そういう営農組織の中で法人化を進めようという動きになってますが、久原のほうについては、まだ具体的な動きになってません。特に中久原地区についてはやってみようかという動きがありますので、町としては積極的にやってほしいということでバックアップをやりたいと思ってますけど、あと上久原とか下久原について、また協議をさせていただきたいなと思ってます。

それともう一つは、今言ったきれいな圃場整備が終わってるところは、ある程度法人が管理については機械利用組合あたりができれば、私は貸し借りは、わりといくのかなと思いますけども、未整備のところについてはもう道は狭い、そういうところをじゃあどうするかという問題もありますので、じゃあその一帯をこれから地権者の方が土地改良、圃場整備をされるのかといえば、もう今の農業を考えたときには、それはまず無理だろうと思いますので、そういうふうなところを含めて農振整備計画そのものも検討すべきじゃないかな、全ての農地をあくまでも農業として利用していけるのかということも私はあるんじゃないかなと思いますので、農振整備計画の見直しとあわせて、久山町でまず一番の緊急の課題は、今までやってきた水田農業がやれなくなった人たちの受け入れ母体の組織を早く作っていこうということのほうが私は急務じゃないかと。特に山田の機械利用組合あたりの法人化もそうですけど、裏作をしてまでの生産法人はもう担い手が今いないという現状であります。だけど、生産法人として成り立とうとすれば、裏作までやらないと、とても生産法人の維持は私はできないと思ってますので、まずは今準備委員会の中で話し合われているのは、まず管理を受ける母体組織を作ることを急ごうやという、そういう状況で

今進んでるところでございます。それで、私も今言いましたように、もうがむしゃらに農地を全部守るんじゃないなくて、もうできないところはできないところで、じゃあ農振整備計画でどういう位置づけにするのかということも、やっぱり今後検討していく必要があるんじゃないのかなと思ってます。そして、基本はいきなり生産法人じゃなくて、まずは管理をするための農業法人、農業法人になると利用権の設定あたりができます。今の機械利用組合の状態では利用権の設定ができませんので、まずそういう形の法人化組織を進めてまいろうと思っておるところでございます。

今後については、先ほど申しましたように、農業法人の設立と合わせて町全体の農業振興整備を計画の見直しについても、若干、検討を進めてまいりたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今町長がおっしゃったのは、私6月も同じような質問をいたしました。なぜ今また12月にしたかというのは、半年間、今町長は7月12日に地域間の温度差があるということで、山田、久原に分けて進めてるということで、そういう話の中で山田については今動いてもらってますという説明がありましたが、それが7月12日に1回そういう話があって、その後、何回会議されましたか。私が聞くところによると、それから何も無いというお話でした。それから、今おっしゃられたことは、たくさんの方々がずっと協議の中で久山町は農業法人が一番適していると、それしかないという方向の中で言われました。それを対外的に皆さんに、こういうことだから、次はこういうことを今から検討しますということのある程度表に出してもらわないと、じゃあ今まで話し合われた方は、あの後どうなってるんだということで今そのままになってると思います。

それからもう一点は、本当に法人をお待ちになってある方々も、まだできんとねという形と、もう何件も請け負って、どうしても高齢でできない方も、何件も負ってもらえる方もそれこそ高齢化で、もう俺も限度ばいと、もうこの次はないばいというぐらいまでなってきた現状なんです。だから、スピードがいかにか遅いかなというのは、今の久山町の実情、喫緊に本当に必要だということは、先ほど言いましたけども、自然環境を守ることが、いかに大切かということで、このままいくと農地そのものがもう不便なところは全部資材置き場とか、いろんな形になってくるということは、やはり田園風景ある里山にはならないと思うわけですよ。ですから、もう一度7月12日以降の話がどうなってるかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これまでたくさん会議をしてきた中で結局遅々として進まないのは、やることは、こういう形を作ったらいいんじゃないかというのがわかっていても、じゃ

あ、誰がそれを担うのかという中心となる人材がいないんですよ。だから、幾ら会議を重ねても、ただ、おっしゃるように会議はしていくんだけど、私はこれからは、先ほど中久原は作ると言いましたけど、中心となる人を作って、その人に声かけて動いていただくような形で動きたいなと思ってます。法人は、どこの町もそうですけど、町が作るわけじゃないわけですから、農業者がやろうという思いになっていただかないと、法人化というのはできないところがありますので、その中でいろいろ複雑な問題があるんですよ。今おっしゃってる今の中で利用権設定を個人で受けてある方もたくさんおられます。だから、その人たちのことも考えるということがありますので、山田はそんなふうで実際に中心となる人に動いてもらうように今してもらってます。それで、実際にもう動いてもらってます。だから、今後他の地区についても、もう全体でその会議をする段階というのは今まで何回もやったわけですから、本当に組織を作って担い手となる人が何人おるのかという形を今から動いていきたいなと思ってます。いずれにしても、その中のそういう人物が、農家の方たちが真剣になっていただかないとできないし、一番難しいのは、その組織の中心となって担ってくれるような人が、なかなかどこの地区もおられないというところなんですよね。だから、これは会議も必要だと思いますけど、もう個別にそういう人たちに、その地区の中心となっていくことが可能かどうかという相談もしながら、また今現在、個人でたくさん利用権設定で動かされてる、またそれを商いとしてある方もおられるので、その人たちとの協議もこれからは進める必要があるかなと思ってます。だから、今おっしゃったように、全体を集めてしての会議は7月12日が最後で、町がこうしなさい、ああしなさいという形で動くものじゃない、そこの部署で考えていただいてやっていただくしか私は法人化というのはでき上がらないなと思ってますので、ただ中心となる人物との調整、それができないことには農業委員会との連携もできないと思ってますので、そういう形で動いていきたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今町長が言われました中心的な人物、私が思う中心人物と違うかどうかはわかりませんが、7月12日の後、役場と農協それと、ある程度の代表者の中で、ある程度の話をしていこうということで聞いておりました。その中での話がないということで今お聞きしております。ですから、大人数の会議をしろということではない。私は12日以降の話というのは、そういう役場と今後の対策をどう考えていくか、どう進めていくかということ、ある程度中心的な人物であろうと私が思う人は何もないよと、私が聞いても何もないよという話ですからお尋ねしとるところでございます。そこら辺が町長が思われている中心の人と私が思ってる人とは、ずれてるのかもしれませんが、現実的には協議

はあって、本当に少人数の中にもあってるんです。それを最後にですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が話してる方たちは、特に山田側については連絡とって話をしてるというところまでは、ちゃんと聞いてます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） もう一つは、そういうことで私が思う人物と違うかもしれませんが、再度その辺は自分でまた確認したいと思っております。

町長は、組合法人ですから、当然農業者が自主的にすることであって、町が入ることではないということではありました。冒頭私が言ったのは、今回の質問は農業振興とあわせて自然環境保全の一環としてということ考えております。ですから、あくまでも田園風景のある久山のまちづくりという形でいくと、町長が言われました、土地改良したきれいな畝町もありますし、山間部のどうしても利用できないところもあります。ですから、逆にそういうところをどういう形で活用していくか、それを自然に残すか。あとは全て地権者次第であるということになれば、資材置き場でも逆にもうやむを得ないなということと思われるものかと。逆に水田には適さない、だから、ゼンマイとか何らかの形でそこに活用できるものを見出すとか、いろんなことはある程度、町もその辺は考える必要があるんじゃないかならうかと思えますけど、その辺は町長はどう思われますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が一番今これまでやってきて感じてるのは、いろいろ新しい農業作物を始めて生産化を進めるということ、これは、まず私は今の段階では不可能だと思っております。商いとしてやる農業がすぐにできるとは思いません。これはこれである一定の規模の中で6次産業化とか観光とかいう事業と絡ませて、そういうのを担う人を町内外から誘致してでもそういうのを進めていく一つの久山町の特産づくりとか、それは可能だと思いますけれども、町の農業全体の中に今おっしゃった新しい作物を作って商品化というのは、問題は、やる人ですよ。ほとんどの方が久山町はサラリーマン農家。だから、何とか利用権設定でやれてるのは、私は水田農業だからやれてるんだらうと思しますので、まずこれをきちっと解決できるための機械利用組合なり農業法人を作ることが先決じゃないのかなと思ってます。そして、水田以外のものを個人的な、猪野でも若い人が自分でやろうと、でもそれは規模的には、そんな大きなものができる状態じゃない。ですから、議員がおっしゃった、久山町の田園風景を守ることをまず僕は先にせないかなということをつくづく今感じてるところでございます。それで、久山町の農業全体をいろんな形で一気に変えるというのは、本当言うて机上ではできるかもしれませんが現実問題非常に難し

い。だから、さっきも言いましたように、農振整備計画の中で本当に農業で残していくところと、あるいはそうでないところあたりも、いま一度見直す必要があるんじゃないかなと思ってます。そういうことで、私が申し上げたいのは、少なくとも、この久山町の田園環境を守るためには、今の水田農業を守れる手法を何とか模索していきたいなと思っておるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 町長が言われるのは、あくまでも水田が可能な土地、水田という形しかなかろうと思うとですよ。ですから、山に面したところとか土地改良されてない農地、いろんな分があるんですけども、そういうものを、どう守っていくかという形だろうと思います。ですから、今回の新国富の関係の町内アンケートの中にも、そういう自然を守るために幾らまで出せますかという問いもありましたが、私は一つのもう久山町全体が公園だということで、公園の負担金という形の中で少しでも、双方を管理してもらうための費用という形の中で考えられるものかなとアンケートの中では考えたんですけども、どうしても地主さんにもう任せるしかないということになれば、地主さんは、もう金のほうがいいから、どこでも資材置き場でも、もう全部というようになってくるわけですよ。ですけども、今はまだ地主さんも久山町をまだ守っていかないかんという責任もあるということ、心の隅では思っているから、こらえてある方も多んじゃないかなと思うとですよ。ですから、何もかんもが、もう地主ということよりも、久山町もその中で、どうした形で里山を守るかという形になってこようと思うとですよ。先ほどゼンマイとか言いましたけど、これはあくまでも一例ですから、何らかの形でそれを活用するとかいう形を考えていくことも町としての役割ではなかろうかと思うとですよ。あくまでも地主、地主ということではなくて、一緒になって久山町を守っていこうという姿勢が必要じゃなかろうかと思います。その点について再度町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農家の方に自分の農地だから勝手に管理してくれということでは決してないですね。私としても農地は守りたいと思ってますので、問題は皆さんが何とかしてくれ、何とかしてくれだけでは解決できないということを申し上げたいですね。自分たちでという意識を持っていただかないと、農業を町が全部抱えるわけにはいかないわけですから、そのためにも少なくとも各地域から、そういう人たちを何とか、何人かでもいいから、やろうという人たちを作り出したいというのが本音ですよ。特に水田農業は、それを維持するにはもう機械の効率化をする以外ないですよ。一人一人でやったら、とてもじゃないけど、とんでもない赤字出しながら農地を守っていかないかんわけだか

ら、やっぱり機械の共同利用という組織を作るのが、まず今の問題を解決する。それから土地改良をやってないところにじゃあ何をやるかと、これは全体の農地の集積あたりができれば、場合によっては企業あたりが、そこを受けてやるということも出てくるかもしれないけどね。だから、そういうのもまた考えていかないかんし、さっきおっしゃったように、今回のアンケートで町民の皆さんが負担してでも、非農家の方たちでも負担してでも緑地を、農地を守ってほしいという、そういう意向は私も聞きたいところもあるし、であれば同じ農地でも白地農地と農用地とあります。少なくとも農用地については、今、哲議員がおっしゃったように、環境保全の補助金といいますか、そういう形も私は町民の方が理解していただければ、それを農用地を守っていただく方に対する補助金として出すことだって決して不可能なことじゃない。ただし、白地農地については、これは基本的に他の土地利用ができるという土地になってる、そこまではしないけれども、農用地というのは農地として保全してくださいよというエリアですから、全町民の方で自然を残していこうという意向を酌み取れたら、農用地については、そういう施策もひとつ。哲議員もおっしゃったように公園として援助して、そのかわり自分たちはきちっと管理してくださいよとか、そういうことも可能じゃないかなと思ってますので、そういう形で農地が守れたらなと思っておるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 町長、哲議員じゃなくて阿部議員でお願いいたします。

（町長久芳菊司君「ああ、失礼しました」と呼ぶ）

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 少し私の言ってることとずれてるかなと思いますけど、あくまでも言ってるのは農用地は活用できるということを言ってるんですよ。ですから、農用地でない農地、大半の方がもう使わないんですよ、農家の方に失礼な話ですけども。もう後継者もおらない、若い人も実際おらない、おってもしたくない、そういう人たちからすると、どうしても資材置き場で貸してくれとかいうことがあったときには、もうそっちのほうがいいわけですよ。けども、それでは久山町全体としては困るんじゃないですかということをお話してるんです。ですから、そういうことで久山町の田園風景を守っていく形をすれば、町からも少しは、いろんなことの提案ということがあらないかんっちゃなかろうかということをおっしゃってました。そういうことで、今後検討をしてください。

次の質問に入ります。

前と質問は同じように、自然環境の森林保全、田園風景のある里山作りという形で、今非常に支障を来しておりますのが有害鳥獣問題でございます。その里山の畑を守るためにも、鹿、イノシシが本当に頻繁に出てきております。先日の京都の話もありますが、イノ

シシが走り回って学校の中へ飛び込んだということもありましたが、本当によその話ではないんですよ。もう久山町も小松ヶ丘の下、幼稚園のほうに向かっての右側の山は、昼間12時には、もう3頭、4頭、鹿がおるとですよ、現実に。ですから、藤河においても、夕方よりも3時ぐらいに中学生が帰っている自転車の横では鹿が草を食べてるんですよ。ですから、そういう人的な被害もありますけども、農作物の被害、そしてまた森林の被害も大変なものでございます。せっかく植林しても全部鹿が食べてるんですよ。今オリーブも大半、鹿が食べてしまってます。早う次を植えてくれと言っております、鹿が。そういう中で、本当に人的被害も考えれば、いよいよ深刻な状況になると考えております。

そこで、有害鳥獣駆除対策の現状と抜本的対策について質問いたします。

1番目が、糟屋郡内合同猟友会による駆除が何回かに分けて実施されていますが、その成果と今後の進め方について質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 有害駆除については、今いろいろ言われましたけれども、これも本町だけではなく、里山を持つところは大変苦慮してるところでございます。久山町も猟友会の皆さんと共有して少しでも山に入っていただくようお願いしてるところでございます。糟屋猟友会による合同駆除は、猟銃と猟犬を使用した形で駆除を行ってもらって、9月から毎月1回のペースで今3回ほど実施されてるところでございます。成果としましては、鹿が3頭、イノシシ1頭の駆除が猟友会の関係では報告を受けております。また、猟銃による駆除ができないエリアについては、わなを使用した駆除方法で、4月からの分ですけれども、鹿が17頭、イノシシ15頭の駆除の報告を受けてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 実際に何頭ということで報告がありましたけども、何頭とったから少し駆除になったということよりも、実質的にその地域にもうおるんですよ、住んでるんですよ、現実。しかも、鹿そのものも常にもう昼間から鳴いてます。1キロ範囲でもう1頭1頭駆除ということもありますけども、もう追い上げていって山の奥に帰ってもらうという形とか一斉にするとか、単発的にされてもその地域から逃げていって、また次の2回目、3回目と、今3回されましたけども、やはり動物は逃げて回るわけです。ですから、そういう対策的なものをもう一度考えていただきたいと思います。また、そういう捕獲をするメンバーあたりの検討というか、今合同で計画されてますけども、やはり民間の活用もありますし、いろんな方法でのですね。単発的に今しよるからもうせんでもいいたいということではなくて、どうすればいいかということと、もう一つは実際に鹿あたりは集団的に移動してますから、もう5頭、10頭はすぐ集まってきてます。ですから、ある程度大

きな囲いわなで一気に駆除するとか、対策委員会か何かでも猟友会の方の御協力をいただきまして、そういう対策を、猟銃のほうも駆除の一つでございますけども、やはり1頭1頭は限度がございますので、それぞれの動物の習性に合わせた形での駆除方法という検討はできないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私たちも本当に、いろいろ検討はして進めてます。最初は地域住民の方に協力していただいて、そういう組織で、わなかけとか巡回とかいうことも検討しておりましたけれども、例えば、わなにかかったときに、その人たちが、素人がされて、やっぱり非常に危険を伴うんですね、そういう状態の動物というのは。

それともう一つは、猟友会との関係でございます。猟友会の方は、先ほど言いましたように、銃と猟犬を使っての猟をされるときに、その猟犬が、わなにかかったりということ被害をこうむったりということで、非常に今度は猟友会は、それをお嫌いになる。また、今民間でも、そういう駆除を受けるところがありますけれども、その話を進めておると、今度は猟友会のほうから大きな反発がありまして、やっぱり猟友会は猟友会のそういう考えがあるということで、本当に我々も苦慮しているのが現状でございます。それで、今広域森林組合も山を守るということで、わなかけも広域森林組合が委託を受けてやるということになりましたので、広域森林組合のほうに委託をして、猟友会とも協議をして、今合同でやってる状況でございます。鹿がたくさん、イノシシがおるというのは我々も十分承知してはございますけども、相手も動物であります。一斉にやれば一番いいんですけど、また猟友会のメンバーもそろわないし、本当言うたら自衛隊あたりに、ぽんと入ってもらってという、本当はそういう気持ちでございます。それか、もう山を全部フェンスで囲むか。物理的に非常に厳しいところもあるということもあって大変苦慮しているのが現状でございますので、9月からそういう形で猟友会と広域森林組合で、以前より、わなのしかけも捕獲もやっていただいておりますし、月に1回ですけれども入っていただくことによって僕は、かなり違うんじゃないかなと思っておりますので、もう少しその辺のところを長い目で見ていただきなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 長い目で見られないから今大変な時期に来てると私は思っております。囲いわなとか今猟銃のほうの駆除も大変でございますけども、囲いわなということで、よその県あたりでも携帯電話のIT活用での大きなわなを作ったり、いろんなことを工夫されております。そういう他の地域での情報収集という形とか、いろんな形の対策会議等を重ねてもらいたいと思うわけでございます。

次の2番目に質問することまで町長話されましたけども、2番目に平成28年度当初予算の中で有害鳥獣捕獲補助員報酬10万円が計上されまして、地域と一体となつての駆除対策という形で計上されました。それについても会議が1回されただけで、あとは何もなかったよという話も聞いております。今年も10万円は予算で計上されております。危険を伴うということで町長は言われましたけども、パトロールをしたり、実際に、わなにかかったときとか、そのくくりわなとか、そういうのを見て回るとか、実際かかれば猟友会の方に後はお願ひせないかとですけども。また、地域の実際の認識的なものもありますし、やっぱり地域と一体となつての駆除が必要ではなからうかと思ひます。ですから、この地域の対策委員会、名称はわかりませんが、そういうものをどう考えてあるかと。それから、実際にそういう予算も計上してありますけども、今の現状はどうなつておるかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算化してます地域対策協議会というのは、今おっしゃつたように、とにかく地域の住民の方に協力を願つてそういう組織を作つて、わなの設置とか、かかつてるかどうかの巡回をしてもらつたらどうかということで協議会を作ろうじゃないかという動きをしてたんですけども、先ほども言ひましたように、猟友会との関係の問題がありますことと、なかなか地域の方にそれが継続的に本当にできるのかという問題が考えられますので、まずは猟友会とか広域森林組合もそれを組合としてやるよという、そういう団体等もできるということでございましたので、これに実は、もう一つ民間というのも入れたいと思つてたんですけど、民間については民間が自由に入られると今度は猟友会の方が身を引いてしまうというふうな問題もあつて、今は、まずは広域森林組合と猟友会で、とにかく郡の猟友会も久山が特にイノシシが多いということで、久山を重点的にということをやつてくれてますので、しばらくまずこれで様子を見させていただきたい。おっしゃることはよくわかるんですけど、我々も猟友会の方たちの機嫌を損なうというか、それをなくしてしまうと、これまた全く手が出せない状況になるわけですから、その辺のところは、うまく調整しながら進めさせていただきたいと思ひます。対策協議会については、そういう形でまた検討を進めてまいりたいと思ひます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今町長がおっしゃられる猟友会との関係もいろいろありますから、それは大切にさせていただきたいと思ひます。地域のほうに今の状況を、こういうことで今は広域森林組合にお願ひしとるとか、こういう形で今進めておりますとか、そういうことを地域に説明が要るんじゃないかと思うとですよ。地域のほうは1回あつただけで、あと

は何もないよということであれば、実際どうなりようと、という形でしかないと思うんですよ。だから、先ほどいろんな形で町長が言われましたけども、それを地域におろしてもらおう、もう法人の問題でも一緒なんです、こういうことで次はこういうことを考えてますのでしばらく待ってくださいとか、こういうことで次のとき御協力をお願いしますとかいうのが、今そこでぼつっと止まって、ずっと空間があるわけです。どうなっとうとかいな、というのが今の現状です。ですから、その間に今こういうことをしてます、今ここにお願いしてますという形を地域に、一緒になってしていかないかんじゃなかろうかと思うわけです。そういうことをお願いしたいと思います。

次に、3番目ですけども、町長は有害鳥獣対策について、イノシシや鹿の農作物に被害が多く発生しておりますと、抜本的な対策が必要な状況になってきているということで3月議会で冒頭おっしゃられました。その中で、今年は本格的に駆除対策に取り組んでいきたいと言われました。いろいろ今駆除対策をおっしゃられましたけども、現在の被害の把握はどういう形でされておりますかということと、今大変なのは久山と篠栗ぐらいが一番被害が大きいということで聞いておりますけども、本当に小さな町ですから町ではどうしてもできない、ですから県にもお願いせにゃいかん、国にもお願いせにゃいかん、そういう県への動き、それから働きかけの今の状況、そして町長が言われる抜本的な対策の協議の状況はどうなってるかということと、最後に町長の危機感的なもの、本当に今鹿、イノシシの問題は久山町にとっては本当に大変な重大事項だと私は考えております。そういうことで質問をいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 危機感がないというわけではないんですけども、国、県に対してのこういう協議会あたりの会議にも行ってますけども、実際、もう国も県もそういう抜本的な対策を何も出せないのが現状です。だから、国にしてもくくりわなの補助とか1頭当たりの補助とか、そういうのしかもう出さない。だから、抜本的方法が見つからないのが今の私は現状じゃないかなと思っております。昔のように野犬なんかも薬殺していいのなら本当に一気の駆除というのは可能だと思いますけど、猟銃だって住居から200メートルとか300メートル離れてしか撃てないとか、夜は撃てないとかですね。夜行性の動物なのに夜は撃ってはいけないとか、そういう銃のほうのいろんな規制があつて。議員がおっしゃるのはわかるけれども、現状としてじゃあ何があるのかということですよ、対策として。だから、そこは非常に私も悩んでるところであつて、現状の農家の方が、特に山間部の方が困ってあるのは十分承知してます。ただ、被害状況については、具体的な被害額とかいうのは調査してないのでわかりませんが、そういう被害に遭ったり要望とか、連

絡があればすぐにわなを、道具を提供したり、そんな形で今対処しているのが現状ですけれども、抜本的な対策という言葉が、言うほどに実際国、県も何も出してくれない状況。相手は動物ということもあって、むやみに薬殺したり銃で一斉に撃つといいのなら可能だと思いますけれども、一方では、そういう法の規制がある中で、山つきの市町村が今苦慮してるのが私は現状じゃないかなと思ってますので、今現在町としてやれるのは、少ない人数でありますけれども、単町では猟友会も少ないから、今糟屋郡一体となって久山町を中心として入っていかうじゃないかという、そういう動きまであってますので、その辺努力をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 私が今、町長に大変失礼な言い方かもしれませんが、真剣味が足りないという言い方をしました。本当にできない、できない、今の法律じゃできない。では、猟友会と協議して、ここの法律のこの部分を少し変えてもらったらできるとかいう中でいくと、国に訴えるとか、県の条例であれば県のほうに訴えると、そういう形を町長がされて、それを議会も後押しするというふうな形も出てこうと思う。そういう動きがまだまだないと私は思うから言ったことをございます。ですから、本当に法律はここがだめ、ここがだめ、じゃあここをどげんかならんかなという場にすると。本当に久山町は困ってるんですよと、県会議員の方でも国会議員の方でも、それを訴えた中で変えていく必要があるんじゃないかろうかと。本当に困った、困ったということではいかんぢやなかろうかと思っておりますので、その辺をお答え願ひまして、最後といたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 法律の改正どうのこうのというのは私も思いませんでしたけれども、銃法に関しても事件との関係もあるから、刑罰的なものを簡単に変えることはできないだろうし、法のどの部分、猟友会の方にも尋ねてはみますけど、そんな簡単に私はいけるものでないかなとは感じております、全体の形でですね。

それともう一つは、猟友会にしても高齢化が進んで、銃の許認可が取るのが非常に。じゃあ、銃の許認可の法律をそのために緩めることができるかと。これはどう考えてもあり得ないと思うし、そういう支障が少しでもあるならば、そういうところもまた研究はしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） ここで休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） まず、質問前に議長の了解を得まして資料を2部お配りしております。この資料をもとに質問を行いたいと思います。

質問事項は、1つ、ゴルフ場と役場の中の三差路に信号機の設置を。2つ目、レスポアール横の久原交差点において、県道側には右折信号が設置されていますが、町道側には設置されていない。右折信号の設置を、です。それから3番目、出会いふれあい事業について、今後のことをお尋ねいたします。

まず、第1ですけれども、資料1をお願いいたします。

ゴルフ場と役場の中の三差路、すぐそのロータリーがある三差路ですけれども、そこを11月24日7時30分から8時30分の1時間、子供たちの横断の数を観察いたしました。1時間で小学生が31名、中学生、8割が自転車ですけれども57名、合計で1時間で88名の子供たちが横断しております。この資料を見ていただいてもわかりますように、子供たちの横断が非常に多くなってきております。地元の方が朝早くから子供の安全を守ってくださっていますが、非常に頭が下がる思いです。この方が高齢になって立てなくなったとき、この安全が守られるのか、町長はどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ゴルフ場と役場の中の三差路に信号機の設置をという。実は、ここにこういう要望といいますか、質問が上がったのは初めてでございます、ちょっとびっくりしてるところでございます。

確かにロータリーという形になって、朝夕は小・中学生の通学路にもなっているので、全体的に見ると車と歩行者という形で危険な状態にあるのかなと思いますけれども、これまで地元からも特段のそういう要望も上がってないし、また交通指導員あたりからも、そういうあれは上がってこなかったもので、今回はそういう意見が初めて上がったなという感じでございます。今現在、住民の方がお一人、朝は交通指導をしていただいているので非常にありがたいなと思ってるところでございますけれども、問題は構造的なものがまず一つあるのかなと。今の状態で信号機というのは非常に難しいのかなということもあるし、基本私も詳しく知りませんが、あそこをするならきちっとしたT差路にせざるを得んのかなという形ですかね、信号機をするなら。そうすると横はため池、下はグラウンド、結構、構造的にも非常に厳しいのかなというのものもあるし、信号機をつけることによって朝夕の渋滞

を招くことも、もしかしたらあるのかなという気もするし、今の状態と今議員がおっしゃった信号機の設置をしたほうがいいのかというのは、これは関係者とも協議をして検討させていただきたいなと思ってます。特に、まず信号ができることについて、これも県の公安委員会の関係でございますので、まずは現状のままで、そういう信号ができるのかどうか。じゃあ、信号ができないならどういう安全策、例えば道路標示とかどっちが優先なのかとか、今もごく自然にドライバーあたりも優先度があって、スーパーのほうから来たときに、右折する場合は役場に来た人がスーパーに向かうときは、こちらを優先という形で皆止まって先送りというふうな状態になってます。これもそういう形なんですけど、それをもうちょっとはっきりさせるのか、こちらの一旦停止をどうするのかも含めまして県の公安委員会とまず御相談して、それとまた構造的なものについても検討したいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） この三差路は最近交通量も多く、ゴルフ場、中学校側から役場下へ向かう車は、横から右折車両を入れさせないためにスピードを上げて通過し、役場下からゴルフ場、中学校方面に向かう車は少しカーブになっているため、右折車両に気をとられて歩行者に気づくのが遅れてしまいます。僕も運転していて右側ばかり見ていて左側に歩行者がいるのに気づかないことがありますので、そこら辺が非常に危険なのかなと思っております。また、久原小学校から来る車は右折がやりにくく、私が1時間見ていた間でも2台、3台、4台と連なって右折車両が待機しております。それに、ちょっと運転が不慣れな方は後ろからあおられるという危険もあります。ぜひとも信号機の設置を検討していただきたいと思えます。危険な箇所だからこそ警察の方も一生懸命一旦停止を取り締まってあると思えますので、町のほうでも車両の数と歩行者の数がどれくらいあるか調査していただき、早期の対処をお願いしたいと思っております。

続きまして、質問2に移ります。

レスポアール横の久原交差点に右折信号を要望するものでございます。

これも11月20日7時30分から8時30分まで右折車両を観察いたしました。県道側の信号は80秒、町道側の信号が30秒、ワンサイクル110秒、1分50秒で変わっております。マスの都合上2サイクル3分40秒を1マスにて報告しております。東久原から小学校を見ていただければわかりますように、東久原から小学校方面というのは、猪野・篠栗線の開通によって右折車両はほとんどありませんでした。問題なのは右側の小学校、Aコープ側から東久原方面に向かったの道なんですけども、大体1回の赤信号で右折車両が2台ほど待機しております。その待機している車が前方から来る直進車が多くて、赤信号にならないと

右折できないという状況になっております。非常に危険な状況にあると思われませんが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） レスポアール横の久原交差点についてのお尋ねですが、只松議員がおっしゃるように私も全く同じように考えてます。特に朝夕の状況を見ると、東久原のほうから来る車両の犬鳴のほうに右折するところに右折帯がないため、もうほとんど1台か2台みたいな感じで行ってるし、朝はあそこを避けて逆に祇園橋からレスポアールのほうへ回って抜けてくる車が見受けられるぐらいの状況でございますので、町も実は公安委員会のほうに右折信号を要望はしてるところでございます。糟屋管内では、その要望も上位にはあるんですけど、まだ設置まで至ってないところでございますので、再度これも県全体的なもの、順番があるんだろうと思いますので、粕屋署のほうにも声を出していきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） あの場所というのは、せっかく右折レーンがございますので、ぜひとも右折信号の設置をお願いしていきたいと思っております。

続きまして、3番目ですが、出会いふれあい事業の今後についてお尋ねいたします。

平成22年から行ってあります出会いふれあい事業、7年間で3組ぐらいの成婚と聞いておりますが、この実績について町長の率直な感想をお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、これまでの取り組みについて教育課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育課長。

○教育課長（久芳義則君） 平成27年それから平成28年におきましては、出会いの場づくりといたしまして計画をいたしました。料金を徴収しての広域的な公募による事業等を実施する予定でありましたけども、本事業が旅行業法により適切ではないという県の指導がございまして、27年、28年は中止をしております。22年から事業を実施をしておりますけども、現在3組程度の成婚が成立しておるといって状況になっております。

それから、この出会いふれあい事業につきましては、結婚の意欲はあるけれども、出会いの機会が少ない独身の方に対しまして出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけとする事業として行っておりますけども、平成22年から本事業を取り組んでおりますけども、参加状況から見ても御本人に結婚の意欲があって参加している状況ではないようで

ございます。また、運営側のスタッフにつきましても町内の方が大半を占めておりまして、御本人さんたちに参加しづらい状況も考えられております。

それで、今後の予定といたしましては、旅行業者と連携をし、計画をしておりますけども、12月2日土曜日、事業評価の外部評価委員会が開催されました。その中で、本事業が外部評価委員会にかかりまして、外部評価委員の方から御意見をいただきましたので、その御意見を踏まえまして今後対処をしたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今課長のほうから報告したとおりなんですけれども、婚活事業を始めたのは只松議員の地元、前の副議長さんがより熱心に議会にも言われたことによってスタートした事業なんですけど、これまでそういう要望に応じて教育委員会で取り組んできておりますが、私の考えといたしますか、どう感じてるかということなんですけれども、確かに、これまで何かやって3組ほどできた。でも、実際は確実なのは1組ということで、その婚活であとの2組はどうだったのかということもあるんですけども、感じるのは、いろいろ公費を出してそういう仕組みをして応援してるんですけども、お見合いっていいですか、そういう性格からして、なかなか地元でやることについて、そういう対象の方が積極的に参加されないというのが現状かなという気がします。やり方としては、対象は町外からの女性を募って、町内の男性をとというような形でやっているようなんですけれども、現実的にはもう町内からの若い人たちの対象者の人たちが参加が少なくて、無理やり消防団あたりの方をお願いして出ている。果たしてこれでいいのかなという感じはあります。当初吉村議員さんがいろいろ言ってあったのは、婚期を迎えてる女性も男性もそうなんですけれども、なかなか親が言うても結婚せんとか、出会いの場がないから結婚できないから、町のほうで何かそういう場を作ってやってくれということだったと思います。これは、もう私自身のところにもありますし、いろんな今の傾向かもしれませんが、なかなか昔のようなお見合いの場というのがなくなったせいもあるんでしょうけれども、そういう形でやってはいるんですけども、肝心の対象者の方が出てこられない。親も無理やりそれを後押しもできない状況の中で、それ以上に行政が引っ張り出すことができるのかなというところがありますので、外部評価委員会あたりにもかけたということでございますので、もう少し工夫をしながらやりたいなとは思いますが、対象者の方あるいは家族の方の強い協力がないと非常に難しいかなという、そういう感じを受け止めております。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 確かに、先日も行政の外部評価では厳しい評価がなされましたが、私の会社にも年ごろの女の子が勤めてくれています。役場、トリアスなど大きな会社に勤めてある方は出会いの場もあるため、余り必要はないと思いますが、私のところみたいな小さな会社に勤めている人たちには出会いの場所というのが制限されます。町が主催となれば安心、信頼して申し込みもあります。年に1組でも2組でもカップルができれば、久山町でしっかり子育てしていただき、久山町を好きになっていただく、そういった出会いの場所をもう一度考え直して提供していただきたいと思うが、もう一度町長の考えをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 外部評価委員からも、そういう厳しい御意見だということなのですが、やる以上は公費を使うわけですから、やっぱり効果が見られないと意味がないというところもありますし、さっき言ったそういう出会いという性格上、行政がやってくれば安心だということもあるんでしょうけど、逆に町内の行政がかかわることによって顔見知りの人のところには出たくないという、私はそういうのが大きいんじゃないかなというものもあるし、もう一つは民間のそういう婚活をする組織というものもたくさんあるし、そういうことも大いに利用していただきたいし、私がやるならば町単独というよりも、もう少し広げて、例えば糟屋郡のよその町あたりと共同でとなると全く知らないところという形もあるし、その辺をもう少し検討をしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） それともう一つ、現在は担当課は教育課になっておりますけども、我々町民には教育課とは、こんなこと言っていいのかどうか分かりませんが、お堅いイメージがあり、この事業としてはマッチしないと思うんですが、担当課を替えて一から出直すという考えは町長はございますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 社会教育という形でやっておりますので、担当課を替えたらどうこうというわけじゃなかろうとは思いますが、今のところそこは考えていません。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 最後に昔は、おせっかいじいさん、ばあさんというのが各町に必ずいらっしゃいました。今は、そういった奇特な方はいらっしゃいません。ぜひとも町がおせっかいを出して、もう一度いい方向へ考え直していただくのを期待して、質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど担当課のことを言われましたけども、必ずしも、こういうがちっとはまった婚活というだけじゃなくて、今うちは魅力づくり推進課あたりがいろんなまちづくりをする中で、この前もショートショートフィルムとか、あるいは久山女子の会とかいって、町外の人と一緒にあって久山のいいところを見て回ったり。だから、逆に婚活とかという名前がつくと出にくい。只松議員さんにもお願いしたいのは、地域のそういうまちづくりの行事とか今ボランティアでやってるグループとかたくさんありますので、そういうところに積極的に押し出してもらおうというのも一つの出会いじゃないか、むしろそちらのほうが後で反省会で、みんなわあわあ若い人たちが、僕はあちらのほうが交流になるような気がします。教育委員会でやる婚活だけでなく、そういうのも活用していただければ大変ありがたいなと思います。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時52分